

## 第7章 OUVの発信と来訪者対応

本章では、第4章で掲げた基本方針に基づき、OUVの発信と、そのための来訪者対応について述べる。

「古都京都」の特徴の一つは、京都市が所有する二条城を除き、構成資産が全て宗教活動の場ということである。資産範囲は宗教行為を実践する空間であり、宗教行為に必要なものとして資産と OUV が守られてきたという側面がある。所有者である寺社は、来訪者は全て参拝者として迎えることを基本姿勢とし、公開時間及び範囲を定めることによって建造物や庭園やその他境内にある様々な文化遺産の公開と保全を図っている。

これらを踏まえ、本章では「公開」という語に宗教施設として一般に門戸を開く意味を含むものとし、同様に、「見学」「観光」「来訪」「来訪者」「観光客」には参拝・参拝者の意味を含むものとして記述する。

### 第1節 OUVの発信

「古都京都」は、「千年以上にわたる日本文化の中心地として、日本の木造建築、特に宗教建築の発展、及び世界の庭園に影響を及ぼしてきた日本庭園の芸術性の発展を示している」ことが OUV であると言明しており、その発信のために以下のような取組を行っている。

#### (1) 積極的な公開と保全とのバランス

各構成資産の管理と公開は、それぞれの所有者が行っており、一年を通じて一般に公開している<sup>16</sup>。管理上または宗教上の理由から来訪者の立入りを禁じている部分を除けば、資産範囲の大部分を見学できる。OUVを構成する198棟の建造物や12の庭園は全て文化財保護法に基づく指定を受けており、指定建造物は公開を行うことを原則としているため、ほとんどが日常的にアクセス可能である。さらに、普段はアクセスもしくは内部見学できない建造物や庭園も、日時を限った特別公開が行われることがある。

また、積極的な公開と保全とのバランスにも配慮している。特徴的な取組としては、西芳寺では、世界遺産登録以前から、参拝者が庭園内の狭隘な拝観路に集中することで庭園が損傷するのを防ぐとともに、寺院と庭園本来の静謐さを保つため、事前申し込みによって参拝者数の調整を行っている。同様に平等院では、鳳凰堂内に過度な人数が入ることで建物やその壁画が損傷するのを防ぎ、参拝者が落ち着いて参拝できるよう、堂内参拝に定員入替制を導入している。

---

<sup>16</sup> 二条城では、年末の3日間のみ休城日としている。また、西芳寺では冬期の庭園公開は行っていない。

## (2) 技術に関する情報発信

「古都京都」の OUV の一つである木造建築は、石造建築に比べて修理の頻度が高いのが宿命であり、構成資産のどこかで、常に何らかの修理が行われていると言っても過言ではない。修理中は通常の公開ができなくなることが多いが、その状態をむしろ好機と捉え、来訪者に対し木造建築の技術や、適切な修理方法の重要性について発信している。具体的な方法として特に重視しているのは修理現場の公開で、通常は日時を定めた申込制で実施し、見学者には修理技術者が文化財建築物の構造や技術的特徴、時代性、文化財修理の考え方などについて分かり易く説明を行う。

2016 年から 10 年間の予定で実施している延暦寺根本中堂（国宝）の修理現場では、一般来訪者用のステージを常設しており、誰でも申し込みなしで修理の様子を見学することができる。さらに現地に行けない人にも、修理の様子を YouTube で公開しているほか、VR 技術を利用して、見学者が通常立ち入ることができない修理現場内部まで入るような擬似体験ができるような取組を実施している（写真 25）。

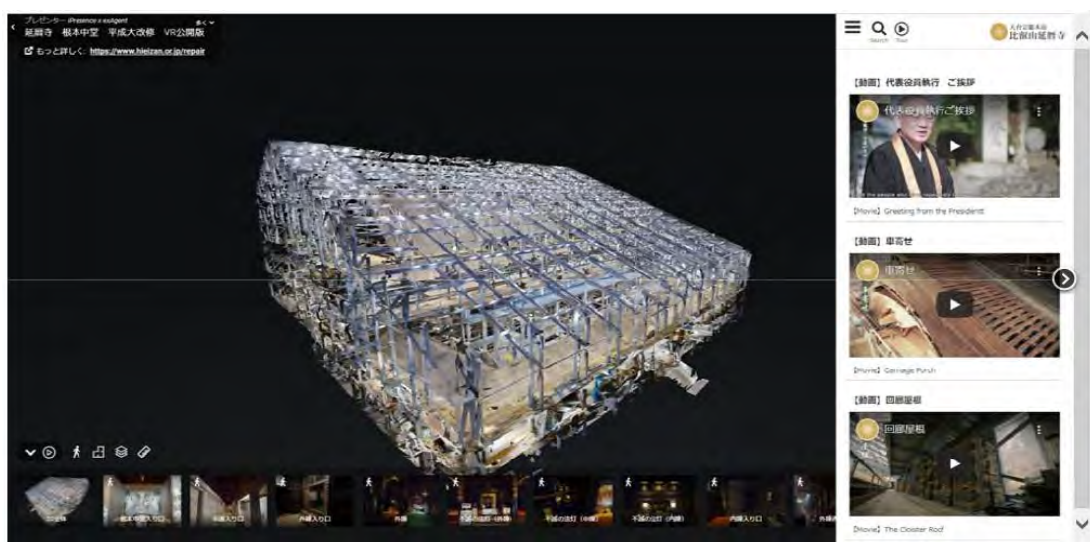


写真 25 延暦寺修理現場の VR 画像（HP より）

来訪者が「古都京都」の建造物や庭園の技術について知る機会は、構成資産の外にも用意されている。

木造建築技術については、構成資産である清水寺の近傍に、京都市が 2003 年に設立した「京都市文化財建造物保存技術研修センター」があり、伝統的な木造建築を修理するための技術者の養成と同時に、檜皮葺や漆塗りなど、伝統的な木造建築技術についての展示を行っている（写真 26）。



写真 26 文化財建造物保存技術研修センターの展示

なお、日本は無形と有形の文化遺産の不可分な関係の発信にも取り組んでおり、「古都京都」の OUV を支えるものでもある「伝統建築工匠の技」が 2020 年に人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されている（第 5 章第 2 節参照）。庭園の保存技術については、国の選定保存技術の保存団体である「文化財庭園保存技術者協議会」が京都市内に事務局を置いており、保

存技術者育成のための研修会や見学会、庭園修復の技術やその継承について議論する「文化財庭園フォーラム」などを毎年行っている。

また、京都市所在の京都芸術大学は 1996 年に「日本庭園研究センター」（現在は日本庭園・歴史遺産研究センター日本庭園研究部門）を設立し、日本庭園に関する研究や、歴史的庭園の保存や活用の調査を行い、国内の庭園研究の拠点となっている。

### （3）次世代への発信

「古都京都の文化財」は、日本の代表的な文化を学ぶことのできる場所として、国内の修学旅行<sup>17</sup>の訪問先にも多く選択されている。そのため京都市では、「古都京都の文化財」の資産に触れ、学んでもらうために、修学旅行生向けの案内パンフレットを作成し、ホームページから PDF データをダウンロードできるようにしている（写真 27）。パンフレットには各資産の見どころ、アクセスを記載するとともに、文化財建造物を守り伝えるため必要な「ひと」「わざ」「もの」づくりの必要性について分かりやすく紹介している。



写真 27 修学旅行生向け案内パンフレット

<sup>17</sup> 日本の小学校～高等学校の教育課程において、学科外活動の一つとして行事化されている見学旅行。京都は奈良とともに日本の古都として訪問先に選ばれることが多く、1 学年全体で実施されるため、ハイシーズンには各所の寺社が多くの子供で賑わう。

## 第2節 来訪者対応

本節では、「古都京都の文化財」への（特に海外からの）来訪者が、円滑に目的地へ到達し、快適に、かつ深く資産の価値を理解できるようにするための取組について述べる。また、数多く訪れる来訪者が地域社会に悪影響を与えないための取組についても触れる。

### （1）観光案内

京都市・宇治市・大津市では、観光案内機能を持った施設を各所に設けている。京都市内には「京都総合観光案内所（京なび）」「京都まちなか観光案内所」「京都えきなか観光案内所」の3種類約400箇所、宇治市内には「宇治市観光案内所」や「お茶と宇治のまち交流館（茶づな）」など計5箇所、大津市内には「大津駅観光案内所」をはじめとした計8箇所の案内所がある。

「京都総合観光案内所（京なび）」は来訪の玄関口である JR 京都駅ビル内に、京都府と京都市が合同で設置しているもので、英語・中国語・韓国語での対応可能なスタッフが所属し、多言語のパンフレット類を完備している。観光や当日の宿泊案内のほか、観光関連チケットの販売等も総合的に行っており、2012年には日本政府観光局(JNTO)の外国人観光案内所認定制度において、最高ランクのカテゴリー3に認定されている。

「宇治市観光案内所」や「大津観光案内所」等も、それぞれ行動の起点となる駅前であり、来訪者からの問合せに対応している。

「京都まちなか観光案内所」は、2007年から京都市内にあるセブンイレブン、スターバックス、京都市役所前地下街店舗の全店に、周辺の観光案内や観光案内地図の提供機能を持たせたものである。

「京都えきなか観光案内所」は2009年、来訪者の利用の多い京都市内の駅（当時10箇所）に設置されたもので、目的地までの乗換え案内や、公共交通網のマップ等を提供している。京都市営地下鉄・JR西日本・京阪電鉄・近鉄・京福電鉄・叡山電鉄・阪急電鉄の各社が協力している。

### （2）多言語対応

来訪者への OUV 発信として、各構成資産の入口には、共通デザインによる日本語、英語併記の案内板を設置している（写真28）。案内板では、資産の歴史や特徴を説明するとともに、資産範囲と OUV である建造物や庭園の位置を図示している。また、資産ごとの外国人来訪者の傾向に応じて、日本語以外に英語・中国語・韓国語をはじめとする多言語のパンフレットを配布している（写真29）。





写真 28 「古都京都の文化財」案内板  
(二条城)



写真 29 多言語パンフレットの配架  
(二条城)

これら基本的な取組に加えて、世界遺産をはじめ「古都京都」をより深く知りたいというニーズに応えるため、京都市・宇治市・大津市では、公益社団法人京都市観光協会、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローと連携して、「京都市認定通訳ガイド」（京都市・宇治市・大津市地域通訳案内士、通称京都ビジターズホスト）の育成を進めている。これは「古都京都」のある3市内限定で活動する観光通訳ガイドで、特定された活動範囲において、地域の情報に通暁した案内を行っている。研修を経て公認された地域通訳案内士は、プロフィールが web サイトに掲載され、利用者は「世界遺産」などのキーワードで目的に沿った地域通訳案内士を検索することができる。

### (3) バリアフリーに関する取組

バリアフリーへの対応については、建築や庭園、特に后者では幅の狭い動線や階段等が OUV を構成する属性であることも多いため、根本的な解決が難しいが、所有者がそれぞれに工夫して対応している。一例として、構成資産の敷地内における砂利道専用の車いすの貸し出しや、OUVに影響しない範囲でのスロープまたはエレベーターの設置などがある（表 19）。



図 87 京都ビジターズホストのロゴマークモチーフとなっているクレマチスには「旅人の喜び」という花言葉がある。

表 19 多言語対応及びバリアフリー対応状況

構成資産名称	パンフレット、サイン等	バリアフリー対応状況
A. 賀茂別雷神社	多言語パンフレット(英語)	
B. 賀茂御祖神社		車いす貸出し
C. 教王護国寺	多言語パンフレット(英語・中国語・韓国語・台湾語)	車いす貸出し、スロープ
D. 清水寺		車いす参拝マップ配布、車いすでの参拝の場合、防災道路より車で入山可。本堂近くまで誘導も可能。
E. 延暦寺	多言語パンフレット(英語・中国語・台湾語・韓国語・フランス語)、携帯型音声ガイド機(有料:英語・中国語・韓国語)、翻訳用タブレット設置(対応する職員が使用)	車いす貸出し、一部スロープ
F. 醍醐寺	多言語パンフレット(英語・中国語・韓国語)	霊宝館内車いす貸出し
G. 仁和寺	多言語パンフレット(英語・中国語・韓国語)、多言語案内表示板及び展示品解説(英語・中国語・韓国語)	車いす貸出し、別ルートによるアクセスの確保、階段に併設したスロープ
H. 平等院	多言語パンフレット(英語・中国語・台湾語・韓国語)、多言語案内地図・表示板(英語・中国語・台湾語)、携帯型音声ガイド(英語・中国語・台湾語)、展示品解説(英語)、展示品Web解説(英語・中国語・台湾語・韓国語)	砂利道専用の車いすを貸し出し
I. 宇治上神社		バリアフリー化検討中(別ルートによるアクセスの確保/階段に併設したスロープ)
J. 高山寺		
K. 西芳寺	多言語パンフレット(英語)	
L. 天龍寺	多言語パンフレット(英語・中国語・韓国語)	車いす用の参拝マップ配布
M. 鹿苑寺	多言語パンフレット(英語・中国語・韓国語)	車いす貸出し 下段回遊路の車イス対応
N. 慈照寺	多言語パンフレット(英語・中国語・韓国語)	車いす貸出し 下段回遊路の車イス対応
O. 龍安寺	言語パンフレット(英語・中国語・韓国語)/多言語案内表示板(英語)	車いすでの石庭拝観対応(車いす参拝の場合、車で本堂近くまで入山可)
P. 本願寺	多言語パンフレット(英語・中国語・韓国語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語)、点字ブロック	御影堂修理(2009年)の際にエレベーターを設置(和風デザイン)、スロープ、自動ドア
Q. 二条城	多言語パンフレット(英語・中国語・韓国語・フランス語・スペイン語・ドイツ語)/多言語案内表示板(英語)※一部は中国語・韓国語・フランス語・スペイン語も対応、携帯型音声ガイド機(有料)等	車いす(電動アシスト)貸出し、一部スロープ

京都ユニバーサル観光ナビ(www.kyoto-universal.jp)、伊澤岬「京都・奈良の世界遺産 凸凹地形模型で読む建築と庭園」実業之日本社、2017年をもとに加筆修正。

#### (4) 交通混雑緩和の取組

20世紀後半のマイカーブーム・レジャーブームにおいては、マイカーの流入による交通混雑が問題となり、近年のインバウンドブームでは、特に人気の高い訪問先とその周辺で観光混雑も発生していた。京都市・宇治市・大津市では、来訪者を歓迎しながら、このような問題にも長年向き合ってきた。

交通混雑緩和のためには、マイカーの流入抑制が第一の課題であり、マイカーを使用せずとも「古都京都の文化財」の各構成資産にアクセスできるよう、鉄道・バス等の公共交通が整備されている。

さらに京都市では、総合的な交通政策を推進するため「歩くまち・京都」総合交通戦略を2010年に策定し、公共交通の利用促進や、パークアンドライドの推進などに取り組んでいる。その結果、2014年以降、京都市への来訪者が利用する交通機関は、電車・バスの比率が90%を超えることとなった。宇治市・大津市でも、鉄道・バス・ロープウェイなど公共交通機関の利用を呼びかけ、マイカー流入を抑制するよう引き続き取り組んでいる。

このように公共交通機関利用を強く推奨した上で、西芳寺を除く全ての構成資産では、付近に所有者による駐車場もしくは市営、民営の駐車場が整備されている（一部を除いて有料）。構成資産近傍における市営の駐車場は、賀茂御祖神社・清水寺・高山寺・天龍寺・慈照寺で設置されているが、資産範囲外または緩衝地帯外にあり、資産からは視認できないようになっている。所有者による駐車場は、賀茂別雷神社・賀茂御祖神社・教王護国寺・延暦寺・醍醐寺・天龍寺・二条城で資産範囲内に、仁和寺・宇治上神社・鹿苑寺・龍安寺・本願寺で資産範囲隣接地に設置されている。これら所有者設置の駐車場は、何らかの事情で公共交通の利用が難しい来訪者への対応や、来訪者の車輛が近隣にあふれて、地域コミュニティと所有者の間に軋轢を生むことを避けるために必要なものである。

しかし、過去に設置された駐車場が、現在の遺産保護の評価レベルからは問題を孕んでいることもある。世界遺産登録時の二条城では、城の東側全域を駐車場としていたが、東大手門は二条城の正門であるため、駐車車輛が城の門前景観を損なう結果となっていた。その状況を改善するため、2017年に東側駐車場を縮小して門前を広場とし、縮小した分繁忙期に対応できない場合に備えて、第二駐車場を資産範囲内の背面側（北西部）に新設した。これにより、二条城全体では駐車台数を削減し、東大手門前は本来の広々とした空間を蘇らせることができた（第5章）。

#### (5) 観光混雑緩和の取組

来訪者による観光混雑は、人気の訪問先や一定の季節・時間帯に来訪者が集

表 20 資産へのアクセス一覧

構成資産名称	電車	バス	駐車場
A. 賀茂別雷神社	市営地下鉄 北山駅徒歩 25 分	上賀茂神社 他	有料
B. 賀茂御祖神社	京阪 出町柳駅徒歩 7 分	下鴨神社前、糺ノ森	有料
C. 教王護国寺	近鉄 東寺駅徒歩 6 分	東寺東門前 他	有料
D. 清水寺	京阪 清水五条駅徒歩 20 分	五条坂 他	市営駐車場 (有料)
E. 延暦寺	坂本ケーブル 延暦寺駅徒歩 10 分 八瀬ケーブルロープウェイ 比叡山頂駅徒歩 30 分	延暦寺バスセンター	無料 (但し、有料道路を利用する必要あり)
F. 醍醐寺	市営地下鉄 醍醐駅徒歩 10 分	醍醐寺、醍醐寺前	有料
G. 仁和寺	京福電車 御室仁和寺駅徒歩 3 分	御室仁和寺	有料
H. 平等院	JR 宇治駅徒歩 15 分・ 京阪 宇治駅徒歩 8 分	宇治橋西詰	有料
I. 宇治上神社	京阪 宇治駅徒歩 8 分・ JR 宇治駅徒歩 20 分	京阪宇治駅	無料
J. 高山寺		梅ノ尾	市営駐車場 (無料、 11 月のみ有料)
K. 西芳寺	阪急 上桂駅徒歩 20 分	苔寺・すず虫寺	なし
L. 天龍寺	京福電鉄 嵐山駅徒歩 1 分	嵐山天龍寺前 他	有料
M. 鹿苑寺	京福電鉄 北野白梅町駅徒歩 20 分	金閣寺道	有料
N. 慈照寺	京阪 出町柳駅徒歩 30 分	銀閣寺前、銀閣寺道	有料
O. 龍安寺	京福電鉄 龍安寺駅徒歩 10 分	竜安寺前	石庭拝観者のみ 1 時間無料
P. 本願寺	JR 京都駅徒歩 15 分	西本願寺前、島原口、七 条堀川 他多数	無料
Q. 二条城	市営地下鉄 二条城前駅徒歩 2 分	二条城前	有料

中することで、局所的な過密が生じていたことが大きい。3市の中でも特に観光圧が高い京都市の場合、過去、月別の来訪者の最小値と最大値の差が最も大きかったのは 2003 年で、3.6 倍である。また、外国人来訪者の訪問先として、構成資産以外を含めても清水寺・二条城・鹿苑寺が、伏見稲荷大社と並んで圧倒的に多い（京都市産業観光局『京都観光総合調査 令和元年』）。

これに対して京都市では、2000 年頃から訪問先・季節・時間帯の集中解消・分散化について力を入れており、近年では構成資産を含む寺社や周辺自治体とも連携した早朝・夜間観光、広域観光を推進してきた結果、2019 年には月別来訪者の差は 1.3 倍まで圧縮されている。さらにホームページには、ビッグデータを活用したエリアごとの観光快適度（混雑予測）、ライブカメラによるリアルタイム映像のほか、エリアごとのイラストマップ、日中でも混雑の少ない人気観光スポット情報を掲載し、訪問時間の分散化を促すことで、密閉・密集・密接を回避した観光の機会を提供し、新型コロナウイルス感染症による影響からの脱却を目指している。

宇治市においても、構成資産である平等院や宇治上神社の魅力を核にしつつ、国の重要文化的景観に選定されている中宇治地区や宇治山・宇治川の魅力を掘り起こすことで、来訪者の周遊性を向上させ、世界遺産だけにとどまらない、

歴史的都市としての総合的な価値を発信することに力を入れている。

#### (6) 来訪者へのマナー啓発

このほか、一部で問題になっている外国人来訪者の公共マナーに関しては、ベネチア、フィレンツェ、アムステルダム、バルセロナなど拡大するツーリズム産業と歴史、文化、市民生活の調和を目指す国際観光都市や、国連世界観光機関(UNWTO)で展開されている観光客のマナー啓発運動「Enjoy Respect」にならない、京都市でも観光マナー啓発ステッカー「Enjoy Respect Kyoto」を観光関連事業者に無償提供するなど、周知の取組を進めている(図 88)。



図 88 マナー啓発ツール「Enjoy Respect Kyoto」ステッカー

#### (7) 持続可能な文化観光

京都市では、2019年に国連世界観光機関とユネスコの主催による世界文化遺産活性化シンポジウムに協力し、「持続可能な文化観光を維持するためのシンポジウム」を開催した。会議では、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた観光と文化の力について議論が行われ、今後の各国・地域における観光と文化に関する下記の4つの取組指針となる「観光・文化京都宣言」が採択された。

1. 最先端の文化観光プロジェクトにおける革新的な政策とガバナンスモデルの実践
2. 文化の伝播と相互理解による観光の質の向上
3. 地域コミュニティの強化と責任ある観光の推進に向けた観光マネジメントの再構築
4. 文化観光の持続可能な発展と共有価値のより良い理解に適した能力強化



## 第8章 モニタリング及び遺産影響評価

### 第1節 遺産への影響を把握するための継続的な記録作成

#### (1) 定期報告

本遺産の保存・活用に係る取組は、全て、本遺産の OUV を将来にわたり確実に残すためのものであり、それら取組内容を記録し集積しておくことは、本遺産の歴史を記すことだけでなく、後年、本遺産の保存・活用に携わる関係者に知識と技術を提供する上で非常に重要である。

「古都京都」の構成資産範囲及び緩衝地帯では、第5・6章で示したとおり、文化財保護法やその他法令・条例によって万全の保護措置がなされており、計画された事業内容が OUV に及ぼす影響は軽微なものに規制または誘導されるため、大きな負の影響を及ぼすことは基本的に起こらない。

OUV に与える影響が軽微な事業についても、必要に応じて「作業指針」第199段落に基づき、6年に一度、日本政府から世界遺産委員会、ユネスコへ提出される定期報告の機会に概要を報告しており、「古都京都」は2003年、2010年、2021年に提出している。

定期報告については、京都市、宇治市、大津市が作成し、京都府が滋賀県との連携のもとで集約し、文化庁へ提出している。

また、文化庁に対しては、6年ごとの定期報告に加え、資産に影響を与える要因（表21参照）、包括的保存管理体制の状況、保護措置、地域コミュニティの参画などの項目について保全状況報告書を毎年提出している。

表 21 資産に影響を与える要因一覧表

種別	内容
1 建物、開発	3.1.1 住宅開発
	3.1.2 商業開発
	3.1.3 工業地区
	3.1.4 主要な宿泊施設、関連インフラ
	3.1.5 インタープリテーション施設、来訪者施設
2 交通インフラ	3.2.1 陸上交通インフラ
	3.2.2 航空交通インフラ
	3.2.3 海上交通インフラ
	3.2.4 交通インフラの利用に起因する影響
3 公共インフラ	3.3.1 水関連インフラ
	3.3.2 再生可能エネルギー施設
	3.3.3 非再生可能エネルギー施設
	3.3.4 (線状の施設に対して)局所的な施設
	3.3.5 主要な線状の公共施設
4 汚染	3.4.1 海洋汚染
	3.4.2 地下水汚染
	3.4.3 表層水汚染
	3.4.4 大気汚染
	3.4.5 固形ごみ
	3.4.6 エネルギーの過剰な使用
5 生物資源利用/改良	3.5.1 漁業/海洋資源採取
	3.5.2 養殖
	3.5.3 土地改変
	3.5.4 家畜飼育/放牧
	3.5.5 農作物の生産
	3.5.6 商業目的の野生植物採集
	3.5.7 自給自足目的の野生植物歳出
	3.5.8 商業用狩猟
	3.5.9 自給自足目的の狩猟
	3.5.10 林業/木材生産
6 物理的資源採掘	3.6.1 鉱山採掘
	3.6.2 採石
	3.6.3 石油・ガス
	3.6.4 水
7 物理的な影響を与える地域的条件	3.7.1 風
	3.7.2 相対的湿度
	3.7.3 気温
	3.7.4 放射/光
	3.7.5 ほこり
	3.7.6 水
	3.7.7 害虫
	3.7.8 微生物
8 遺産の社会的利用/ 文化的利用	3.8.1 祭祀/信仰/宗教利用
	3.8.2 遺産の社会的評価
	3.8.3 伝統的な狩猟、採集
	3.8.4 伝統的な生活様式・知識体系の変化
	3.8.5 アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの

種別	内容
	変化
	3.5.6 観光/来訪者/レクリエーションの影響
9 その他の人為活動	3.9.1 違法行為
	3.9.2 意図的な遺跡の破壊
	3.9.3 軍事訓練
	3.9.4 戦争
	3.9.5 テロリズム
	3.9.6 内戦
10 気候変動及び悪天候	3.10.1 嵐
	3.10.2 洪水
	3.10.3 干ばつ
	3.10.4 砂漠化
	3.10.5 海水の変化
	3.10.6 気温の変化
	3.10.7 その他の気候変動影響
11 突然の生態的事象、地学的事象	3.11.1 火山噴火
	3.11.2 地震
	3.11.3 津波/高潮
	3.11.4 なだれ/地滑り
	3.11.5 浸食/堆積
	3.11.6 火災
12 侵略種/外来種等	3.12.1 移入種
	3.12.2 侵略的/外来の陸上種
	3.12.3 侵略的/外来の淡水種
	3.12.4 侵略的/外来の海生種
	3.12.5 増えすぎた生物種
	3.12.6 遺伝子組み換え
13 管理要因	3.13.1 影響の低い調査活動/モニタリング活動
	3.13.2 影響の大きい調査活動/モニタリング活動
	3.13.3 管理上の活動

## (2) 経過観察の内容と実施状況

「古都京都」の保存管理を行う上で、遺産及び緩衝地帯等において OUV にかかる様々な要因の影響について観察を行い、負の影響の抑止と改善を行うため、観察に基づいた検証を行う必要がある。そのため、以下のとおり、「現状変更」、「開発・景観」、「来訪者管理」、「防災・防犯」の項目において定期的な観察と検証を行い、情報の蓄積を行っている。

### a. 現状変更

17の資産範囲については、全域が「文化財保護法」により文化財指定されている。修理等により現状を変更する場合や、災害等による毀損が生じた場合には、その内容について文化庁長官へ許可申請又は届出を行うことが法で定められている。文化庁長官への申請・届出は、まず資産が所在する市へ提出され、京都府又は滋賀県を経由するため、資産範囲における現状変更及び毀損の件数

及びその内容は、市及び府・県において確実に把握している。

## b. 開発・景観

京都市においては、2007年に「新景観政策」を施行し、歴史的都市景観を守り伝え、育て、未来へと引き継いでいくため、市内全域において建物の高さ、眺望景観、歴史的な町並み保全、建物等のデザイン、屋外広告物に関する規制の大幅な強化を行った（第6章第4節）。これについては2011年からは、継続的に政策を進化させるため、政策の効果や影響、変化を検証した「京都市景観白書」を5年ごとに発行し、その間は掲載されているデータや写真、取組などを継続的に把握するための「京都市景観白書データ集」を発行している。発行した白書やデータ集は公開し、広く周知するとともに、市民や事業者を含めた意見交換を行う景観政策検証システムの枠組みを構築している。検証作業によって表出した課題については改善を行い、景観政策の進化に役立てている。

## c. 来訪者管理

「古都京都」が所在する京都市、宇治市、大津市では、来訪者増加による渋滞や特定の構成資産への集中を改善するため、来訪者の分散化や平準化の取組を進め（第7章）、その成果を把握するための来訪者動向調査や、市民も加えた満足度調査等を実施している。

## d. 防災・防犯

「古都京都」のOUVは日本の庭園と木造建造物であり、火災の発生はOUVを大幅に損なう恐れがあるため、その予防には重点的に取り組んでいる（第5章）。木造家屋が密集する都市に構成資産が散在する「古都京都」の場合、資産外で発生した火災が資産に延焼する可能性もあり、資産範囲内は言うまでもなく、都市全体での取組を行っている。

そこで、京都市・宇治市・大津市では、それぞれ年間の火災発生件数や火災原因等を把握、分析し、その内容を火災予防、消防訓練等の取組に活かしている。

加えて京都市では、定期的に消防機関による立入検査を行い、火気使用の状況、防災施設の管理状況等を確認し、必要な指導を行っている。また、毎年1月と7月、市内各所で消防機関・文化財所有者・消防団・文化財市民レスキュー構成員等が参加する消防訓練を行っており、その結果は消防本部に報告されている。宇治市においても、毎年1月26日の「文化財防火デー」に、社寺関係者や町内会・自治会、警察機関、消防機関が連携し、蓄積したデータに基づく文化財防火研究会や消防訓練を実施し、文化財の防火啓発に努めている。

## 第2節 遺産影響評価

本節では、「古都京都の文化財」における遺産影響評価の枠組みについて、資産範囲内の場合と、緩衝地帯内の場合、緩衝地帯外の場合の3つに分けて述べる。

### (1) 資産範囲における遺産影響評価

「古都京都」の OUV を保護するため、資産範囲に求められる保全項目とそのための措置は第5章で述べたとおりである。

17の資産範囲は、いずれも宗教法人または京都市の所有地であり、通常第三者が建築等を行うことはない。所有者は資産の価値を熟知し、建築等を行う場合はそれに抵触しないよう検討するため、資産範囲内において不適切な開発行為は基本的に発生しない。

仮に OUV に負の影響が懸念される行為が計画されたとしても、資産範囲は歴史上・学術上価値の高いものとして文化財保護法に基づき国が史跡等の指定を行っているため、現状変更には文化庁長官の許可が必要である（第5章）<sup>18</sup>。

許可申請に先立っては、自治体の文化財専門職員が事業者と事前協議を行う。OUVへ負の影響が生じないか、慎重に検討を行った上で、文化庁へ進達する。負の影響が懸念されるものについては、自治体が事業者とその軽減について検討を重ね、場合によっては文化庁へ進達する前に計画を大きく見直すことや、中止することもある。

また、庭園の修理事業など OUV の保存に直接関わり、慎重に扱うべき事案に関しては、事業ごとに専門家から成る委員会を設け、学術的見地から修理方針へ検討を加えた後に現状変更の許可申請に進む。

ここまでの過程で、第2章第2節(2)表6で示した OUV の属性を、学術的な理由なく改変するような行為は、通常全て取り除かれる。

計画書の進達を受けた文化庁では、歴史学や文化財等の専門家から成る学術委員会（文化審議会文化財分科会）に諮問を行うことになっており、影響評価についてその答申を得た上で許可手続きを行っている。許可手続きは軽微な内容であっても厳格に行われているため、構成資産の OUV は確実に保護される。

このように、文化財保護法における許可プロセスにより、影響評価の過程が確保されている。

---

<sup>18</sup> 現状変更のうち軽微な行為と予め法令で定められたものについては、自治体において許可の是非を判断できることになっている。



## (2) 緩衝地帯における遺産影響評価

「古都京都」の OUV を保護するため、緩衝地帯に求められる保全項目とそのための措置は第 6 章で述べたとおりである。

緩衝地帯において事業が計画された場合には、早い段階から環境影響評価の枠組みをはじめ第 6 章で述べた措置に伴う複数段階のコンサルテーション等を行うことにより、多面的に評価が行われ、OUV への負の影響を低減している（図 89-1、2）。

これらの措置は、事業計画の規模や性質によって、それぞれの事業に対して必要な措置を適切に実施するものである。

以下、それぞれの措置について概略を述べる。

### a. 環境影響評価

比較的大規模な事業計画については、環境影響評価法や京都府・滋賀県・京都市それぞれの環境影響評価条例に基づく環境影響評価が行われる。事業の実施による OUV への負の影響が想定される場合、事業者は、資産に対する影響を予測、評価し、影響を回避または低減するための対策を検討する。

京都市環境影響評価等に関する条例においては、計画を規模の大小によって 2 種類に分け、比較的規模の小さい計画（新築で延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共建築等）には配慮書案及び配慮書の作成と公開（計画段階環境配慮手続）が、大規模なもの（鉄道や高速道路等）には、これに加えて環境影響評価方法書・環境影響評価準備書・環境影響評価書等の作成と公開（事業アセスメント手続）が義務づけられている<sup>19</sup>。市民や市長はこの各過程において、意見を述べることができ、事業者はそれらの意見に対する見解を示すとともに、それらの意見を勘案・配意し、事業計画がより良いものとなるよう修正する。

### b. ゾーニングによる建物の用途・高さ・形態・意匠等の制限

緩衝地帯においては、事業者が都市計画法等に基づくゾーニングによる制限を確認し、自ら制限に適合する計画を立案又は修正することによって、OUV に及ぼす影響のフィルタリングが行われる。この制限は、計画地が山林部か市街地部かによって大きく分かれる。

---

<sup>19</sup> 配慮書：事業の検討段階において環境保全のために配慮しなければならない事項についてまとめた図書  
方法書：どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示した図書

準備書：調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書

評価書：準備書に対する市長や市民の意見について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した図書

山林部すなわち山中型資産の緩衝地帯、及び山麓型資産緩衝地帯の山林部は、市街化調整区域（第6章第2節（1））・歴史的風土特別保存地区（同（2））・国定公園（同（3））等の設定によってほぼ凍結的に開発を規制している。例外的に許可される建築行為等は、明らかに OUV への影響が軽微なものに限られる。

これに対して市街地部すなわち山麓型資産緩衝地帯の市街地部、及び市街地型資産の緩衝地帯においては、用途地域・高度地区・景観地区・風致地区・伝統的建造物群保存地区等の設定によって、建物の用途や、新たに造られる建物等の高さ・形態・意匠・色彩等を制限し、事業計画が OUV に負の影響を与えないよう措置している（第6章第2節（2））。

事業者等が計画地におけるこれらの規制内容を確認するために必要な情報は、各市のホームページで公開されている。

京都市の例を挙げれば、「京都市都市計画情報等検索ポータルサイト」（<http://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/cityplanning/portal/>）という GIS システムを構築しており、第5章・第6章で述べたような、世界遺産保全に関わる法的規制を網羅的に閲覧することができる。

事業者が、より個別具体的な情報を必要とする場合には、各市の担当窓口で随時担当者に問い合わせることが可能である。

このようなゾーニングによって、緩衝地帯における建物等は、凍結的に規制されているか、もしくは最大でも 15m の高さ<sup>20</sup>に規制されており、数十mに及ぶような高層建築が建つことはない。形態・意匠・色彩も規制されるため、この時点で資産範囲内からの眺望、特に建築や庭園の背景を阻害する計画は概ね排除される（第6章第3節（2））。

### c. 住民との意見交換

ゾーニングによるフィルタリングを経た後は、京都市まちづくり条例、京都市中高層条例、宇治市景観・まちづくり条例等によって、可逆的段階で事業計画が公表され、周辺住民が事業者に対して意見を述べることができる。

また、京都市内で地元住民が地域景観づくり協議会を設立している場所においては、事業者には協議会との協議も義務付けられている。事業者はこれら住民の意見によって、ゾーニング規制だけでは分からない、地域ごとの景観特性や事情、歴史的背景等を知ることができる。意見への対応は任意であるものの、事業者はこれを踏まえて適宜計画の修正を行う（第6章第3節（3）a）。

---

<sup>20</sup> 2箇所にある大学構内のみ 20m。これを除けば、建築可能な範囲の大部分は 10～12m。ただし、傾斜屋根の採用等により、基本となる高さ規制を数m超えることが認められる場合もある。

#### d. 行政及び専門家によるコンサルテーション

さらに、京都市では事前協議（景観デザインレビュー）制度によって、許認可等の手続に先行して、事業者が市と景観上の必要な協議を行うことになっている。この時、比較的大きな計画については、歴史的資産や景観等の専門家を交えて協議がなされる。また、市の文化財保護課も参画している。

この手続の特徴は、計画地周辺の自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等との調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じた眺望景観の保全を図るということにある。bのプロセスによって計画が資産に与える景観的影響は抑えられているが、さらに周囲と調和したものになるよう、専門的見地から助言を行うのがこのプロセスである。

事業者に対して強制力を持つものではないが、この協議で得られた意見や助言を踏まえて適宜計画の修正を行うよう、市は事業者に協力を要請する。先のcに加えてdのプロセスが行われることにより、bの後に残るOUV及び資産周辺環境への影響が軽減される。

市ではこの制度に付随して、資産周辺の歴史的資産、景観特性、まちの成り立ち等を取りまとめた「景観プロファイル」を作成し、事業者等が事業計画を作成、又は修正する際の参考資料として提供している（巻末資料参照）。

同様に、宇治市においても、緩衝地帯を含む景観計画重点区域においては、計画段階での市への届出を義務付け、建築・景観等の専門家から成る景観アドバイザーとの協議ができることとしている（第6章第3節（3）b）。

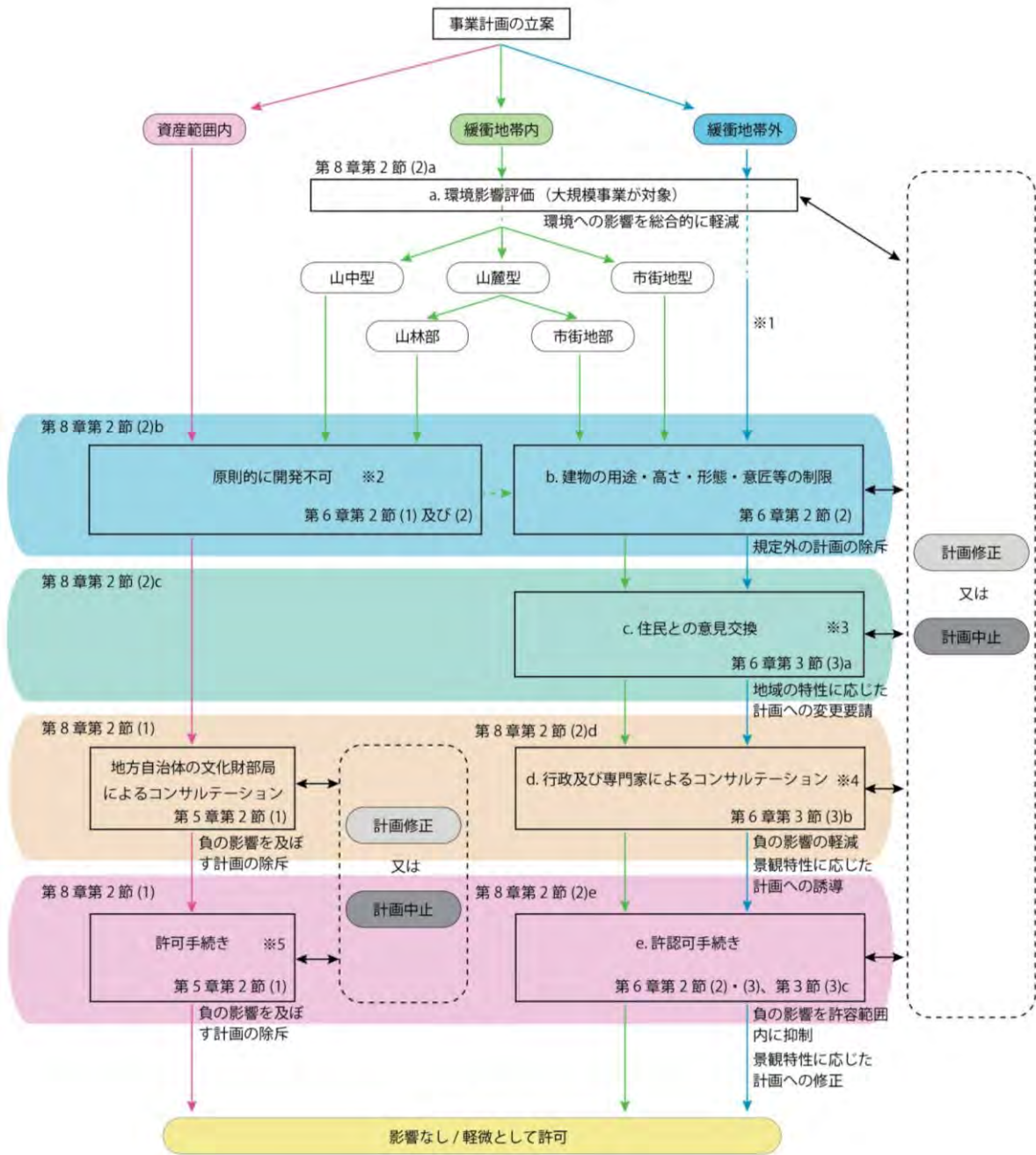
#### e. 許認可手続

上記のような過程を経て景観上の許認可手続に進む。この段階では各種景観規制への適合を確認し、基準に即して意匠の是正がなされた上で許認可が行われる。この際、一定規模以上の計画については、市は許認可に先立ち、歴史的資産・景観・都市計画等の専門家への意見聴取を行う。必要な場合には、聴取は予備的なものを含めて複数回行われ、出された意見は市を介して事業者へフィードバックされる。事業者はその過程で計画の修正を適宜行う。

この段階では、前段階までの手続を踏まえたパース図等の景観シミュレーションが詳細に提示され、専門家の意見を反映して最終的な計画修正が行われる。

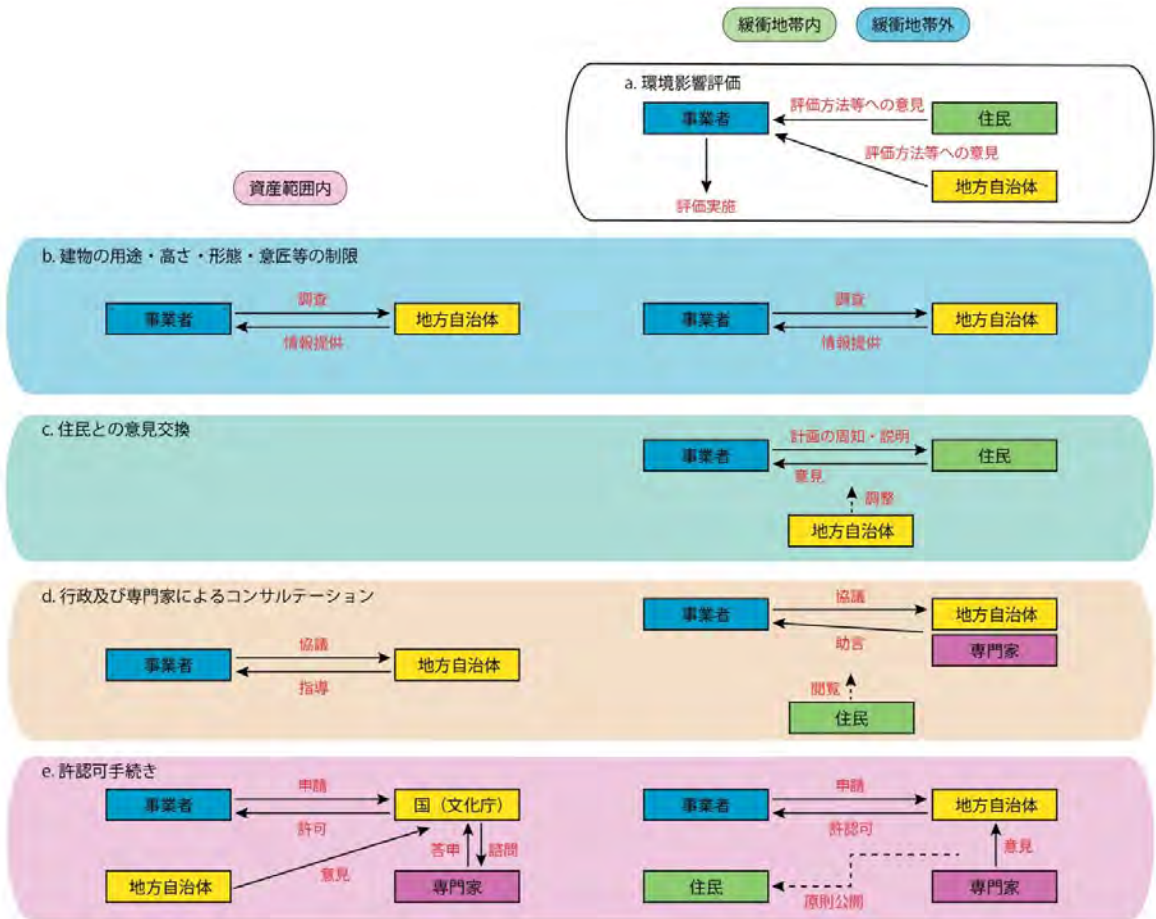
#### （3）緩衝地帯外における遺産影響評価

緩衝地帯外の開発計画においても（2）と同様の諸手続が行われる。緩衝地帯外では規制値等が緩衝地帯内より緩められている箇所もあるが、市域のほとんどの部分は規制下にあり、遺産への負の影響が懸念されるような事態の発生は、極めて少ないと考えられる。



- 本図は、基本的な枠組みを示したものであり、全ての事業が本図のとおりに扱われるものではない(第5・6章参照)。
- 事業の特性や必要な手続の内容等に応じて、本図に示した手続が前後もしくは並行することがある。
- ※1 緩衝地帯外も市街地型緩衝地帯と同様のフローを辿るが、規制の強さが異なる(第8章第2節(3))。
- ※2 山中型・山麓型(山林部)において、例外的に許可される場合にも、市街地部に準じた手続きが行われる。
- ※3 一定以上の規模のもの等が対象。
- ※4 対象範囲のものについて実施。また、軽微なものは行政のみで実施する。
- ※5 通常国において行われるが、軽微なものは地方自治体において行われる。

図 89-1 HIA フロー概念図(1)



○本図は、図 89-1 で示した各手続において、事業者・住民・国・地方自治体がどのように関わるのかを示したものである。

図 89-2 HIA フロー概念図 (2)



## 第9章 包括的保存管理の体制と取組の充実

### 第1節 保存管理の体制

「古都京都の文化財」は17の構成資産が2府県3市にまたがっており、所有者をはじめとして、文化財保護、景観保全、防災などの行政機関、資産を支える信徒や住民など、多くの関係者が連携して保存管理の体制を整えている。これらの関係者とその役割は以下のとおりである。

#### (1) 文化庁

文化遺産保護を所管する国の機関として、下記の「古都京都の文化財」連絡協議会と連携して、作業指針に記された締約国の責務を遂行する。また、必要に応じて国の諸機関との連携を行う。

#### (2) 文化財担当部局

文化庁の指導の下、地元自治体において文化財保護法に基づき構成資産の保護を担当する。所有者と日常的に必要な連絡をとり、構成資産の実情を把握して、その保護のために必要な支援や助言を行う。

#### (3) 所有者

構成資産を所有または所管する、16の宗教法人と京都市文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所は、所有者として、日常の維持管理や来訪者管理を適切に行い、OUVの物証である建造物や庭園の状態をよく把握して、必要に応じて保存修理を実施する。修理や現状変更にあたっては、自治体文化財担当部局と連絡を密にし、連携して事業を行う。

#### (4) 景観担当部局

緩衝地帯の開発規制は多岐にわたるが、景観保全のため中心的な役割を果たしているのが以下の組織である。

#### ● 京都市都市計画局

市内所在資産の緩衝地帯及びその外側の景観・まちづくりや風致保全等を所管する。具体的な課と世界遺産に関連する職掌は次のとおり（緩衝地帯に特に関わるものに下線を附す）。

##### ■ 景観政策課

- 地域景観づくり協議会（京都市市街地景観整備条例）
- 近景デザイン保全区域・遠景デザイン保全区域・眺望空間保全区域（京都市眺望景観創生条例）
- 事前協議（デザインレビュー）制度（京都市眺望景観創生条例）

- 美観地区・美観形成地区・建造物修景地区（景観法）
- 伝統的建造物群保存地区（文化財保護法）
- 京都市景観計画（景観法）
- 京都市歴史的風致維持向上計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法））

■ 風致保全課

- 歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存区域（古都保存法）
- 風致地区・風致地区特別修景地域（京都市風致地区条例）

● 宇治市都市整備部

宇治市では、文化遺産の保全継承とまちづくりを一体的に行っており、宇治市内所在資産の緩衝地帯及びその外側の景観、風致保全等を所管している。具体的な課と世界遺産に関連する職掌は次のとおり（緩衝地帯に関わるものに下線を附す）。

■ 歴史まちづくり推進課

- 風致地区（宇治市風致地区条例）
- 屋外広告物規制
- 景観アドバイザー制度
- 宇治市景観計画（景観計画重点区域）
- 宇治市歴史的風致維持向上計画

● 大津市都市計画部

市所在資産である延暦寺の緩衝地帯及びその外側の景観・まちづくりやそれに係る市民意見の受け、風致保全等を所管する。具体的な課と世界遺産に関連する職掌は次のとおり（緩衝地帯に関わるものに下線を附す）。

■ 都市計画課

- 歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存区域（古都保存法）
- 風致地区（大津市市風致地区条例）
- 高度地区（都市計画法）
- 用途地域（都市計画法）

（５）関係機関等

〈国の機関〉

● 農林水産省近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所

醍醐寺の資産範囲や、清水寺、慈照寺、天龍寺等の背景となる緩衝地帯の森林の一部は国有林であり、森林と文化財の関わり等を普及する拠点として「世界文化遺産貢献の森林」が設定され、京都大阪森林管理事務所が維持管理を行っている。

#### 〈都道府県の機関〉

- 京都府京都林務事務所

「古都京都の文化財」緩衝地帯の山林には、森林法に基づく保安林に指定された部分がある。保安林内では木竹の伐採や、土石の採掘、土地の開墾等が制限され、山林景観の保全に寄与している。

- 京都府山城北土木事務所

平等院・宇治上神社の緩衝地帯の大部分は、琵琶湖国定公園になっており、工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為には一定の規制が加えられている。また、同地域は京都近郊緑地保全区域にも指定されており、その保全も所管している。

- 京都府府民環境部環境管理課・滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

緩衝地帯またはその外部で、大型社会インフラのような大規模計画が持ち上がった場合、京都府及び滋賀県では、環境影響評価条例によって、国の環境影響評価法が対象とする評価項目に加えて、文化財に対する影響を予測、評価することとしている。

- 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課

延暦寺の緩衝地帯の大部分は、琵琶湖国定公園になっており、工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為には一定の規制が加えられている。

#### 〈市町村の機関〉

- 京都市都市計画局

市内の景観・まちづくりやそれに係る住民との協議等を複数の課で所管する。OUVの保護にあたっては補佐的な役割を果たす。具体的な課と世界遺産に関連する職掌は次のとおり（緩衝地帯に特に関わるものに下線を附す）。

- 都市計画課

- 用途地域（都市計画法）
- 高度地区（都市計画法）
- 京都市まちづくり条例

- 建築指導課

- 京都市中高層条例

- 広告景観づくり推進課

- 屋外広告物規制区域（京都市屋外広告物条例）

- 京都市産業観光局

市内の観光政策を所管。具体的な課と世界遺産に関連する職掌は次のとおり。

- 観光 MICE 推進室

- 京都市・宇治市・大津市地域通訳案内士

- 京都観光快適度マップ
  - 「Enjoy Respect Kyoto」等のマナー啓発活動
- 京都市消防局
 

市内の防火防災を所管。文化財防火を専門に所管する係を有するのは、国内で京都市消防局のみである。

  - 予防部予防課文化財係
    - 文化財防火運動
    - 文化財防災マイスター
  - 予防部市民安全課
    - 文化財市民レスキュー
- 宇治市都市整備部
 

市内所在資産の緩衝地帯及び市内全体の都市計画等を複数の課で所管する。具体的な課と世界遺産に関連する職掌は次のとおり（緩衝地帯に特に関わるものに下線を附す）。

  - 都市計画課
    - 高度地区（都市計画法）
    - 用途地域（都市計画法）
- 宇治市産業地域振興部
 

市内の観光政策を所管。具体的な課と世界遺産に関連する職掌は次のとおり。

  - 観光振興課
    - 京都市・宇治市・大津市地域通訳案内士
    - 宇治市観光案内サイン整備ガイドライン
- 宇治市消防本部
 

市内の防火防災を所管。

  - 予防課
    - 文化財の火災予防
    - 文化財まもり隊
- 大津市産業観光部
 

市内の観光政策を所管。具体的な課と世界遺産に関連する職掌は次のとおり。

  - 観光振興課
    - 京都市・宇治市・大津市地域通訳案内士
    - パークアンドライド
- 大津市消防局
 

市内の防火防災を所管。

  - 予防課
    - 文化財防火運動

〈市民組織・市民委嘱・市民活動育成〉

- 京都府文化財保護指導委員

京都府の委嘱と研修を受けて、地区ごとに配置され、世界遺産を含む文化財の保存管理状況の巡視や、所有者への助言、文化財保護の普及啓発等の活動を行っている。

- 京都市文化財マネージャー

文化財指定・登録された建造物に限らず、価値のある歴史的建造物を広く文化財と捉え、それをまちづくりに活かす専門性の高い人材として、伝統建築に関心のある市民の中から、育成講座（66 時間）を修了した方を京都市文化財マネージャー（建造物）として登録している。さらに、上級講座の修了者は上級文化財マネージャーとして登録している。

通常、「古都京都」の OUV を構成する国指定建造物の保存に直接携わることはないが、広く歴史的都市景観全般の保全と活用に役立っている。

- 京都市文化財防災マイスター

世界遺産を含む文化財社寺等の参拝者や来訪者の安全と、文化財の保護を図るため、日頃から文化財社寺を訪れる機会が多い観光ガイド、バスガイドやタクシー乗務員等を対象に、消火訓練や救急訓練を含めた講習を実施し、文化財防災マイスターとして認定するもの。2010 年創設。2021 年 3 月現在、737 名のマイスターが認定されている。

- 京都市文化財市民レスキュー体制

文化財保護法制定 50 周年を機に、2000 年に創設された制度。世界遺産を含む文化財社寺等の周辺住民が、社寺等の所有者との話し合いの上で、消防署の訓練を受け、災害発生時に迅速な消火・通報・文化財搬出・避難誘導等の初動活動を実施できるようにしている。市内 2021 年 3 月現在、市内 238 箇所の社寺で構築されている。

- 京都市・宇治市・大津市地域通訳案内士(City of Kyoto Visitors Host)

外国人観光客が「古都京都」構成資産の所在地域（京都市・宇治市・大津市全域）の奥深い魅力を横断的に理解することができるよう、京都市、宇治市、大津市が（公社）京都市観光協会、（公財）京都文化交流コンベンションビューローと連携して育成している観光通訳ガイド。

- 宇治市地区まちづくり協議会

2008 年に制定された宇治市まちづくり・景観条例に基づき、住民が地域の良好な景観や居住環境を話し合う場として団体を設立し、市長がこれを認定する制度。認定された団体は市から活動費の助成や専門家の派遣などの支援を受けることができる。2021 年現在、世界遺産構成資産としては平等院の表参道界限で協議会が設立されている。



- 宇治市文化財まもり隊

宇治市内所在の構成資産である平等院や宇治上神社をはじめとした、市内随所にある文化遺産の防火・防災のため、宇治市が 2008 年に制度を創設した。地域住民や商店主などで構成されており、火災発生時の初期消火・通報・文化財搬出などを行うほか、予防活動にも努めている。

#### (6) 所有者を支える住民・組織など

17の構成資産は、それぞれ長い歴史の中で近隣住民と共生・協力関係を築いてきた。特に、二条城を除く 16資産の所有者は宗教法人であるため、信仰によって結びついた個人や団体によって支えられている。このような個人は神社の場合は氏子、寺院の場合は檀家・信徒などと呼ばれ、組織化されたものは奉仕団体・信徒団体などと呼ばれる。

また歴史的に参詣で賑わった寺社では、参道沿いに商店が軒を連ねる門前町が形成されている。これらの商店主も、清掃などの奉仕活動や寄附で寺社を支援しているほか、上記の京都市文化財市民レスキューなどにも積極的に参加している。

さらに、文化財の多い京都では必然的に文化財所有者も多く、所有者同士の連携・互助組織が形成されている。「京都府文化財所有者等連絡協議会」、「公益財団法人京都古文化保存協会」といった組織に各所有者が所属し、世界遺産であるか否かにかかわらず、所有者間で相互扶助を実施している。

## 第2節 保存管理の取組の充実

### (1) 連絡協議会（仮称）の設立

「古都京都の文化財」においては、文化庁の指導のもと、世界遺産登録以前から国・自治体・所有者が相互に必要な連絡をとりながら、遺産の保全を行ってきた。

このような従来の連携体制をさらに充実し、本計画に基づく保存管理をより適切に実施するため、京都府教育庁文化財保護課・滋賀県文化スポーツ部文化財保護課・京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課・宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課・大津市教育委員会文化財保護課の5組織をもって、「古都京都の文化財」連絡協議会（仮称）を2022年度に設立する。

連絡協議会は、構成資産及びその周辺で起こっている事柄や、世界遺産委員会の動向についての情報を共有し、所有者とともに、宗教活動とのバランスを保った持続的な「古都京都の文化財」保全について中心的な役割を担う。また、地元自治体で関係諸機関と連携して、世界遺産の保全について情報ハブの役割を果たす。

さらに、連絡協議会は、各地方自治体の制度や取組を活用して、世界遺産の保全と活用に意欲のある地域コミュニティの参画を促す。

### (2) 文化財担当部局と景観担当部局のさらなる連携

「古都京都の文化財」の世界遺産登録当時、文化財担当部局と景観担当部局はそれぞれ独自の方針の下で所管業務を行うことが多く、資産範囲と緩衝地帯の保全が必ずしも十分な連携のもとで行われてはいなかった。

宇治市では、早くその問題の是正に乗り出し、2009年に文化財部局を都市整備部に移管し、「歴史まちづくり推進課」を創設した。さらに2014年には、景観法を所管する部局が歴史まちづくり推進課に移管され、文化遺産保護と歴史的都市景観の保全を同課で一体的に行う体制を整えた。

京都市においても、2018年に始まった、開発計画にかかる事前協議制度（景観デザインレビュー）において、OUV保全の観点から文化財担当部局が参画するなど、景観担当部局との連携を強めてきた。今後においても、文化財担当部局と景観担当部局の更なる連携を図っていく。

本章で定めた今後の保存管理の体制を図90に示す。

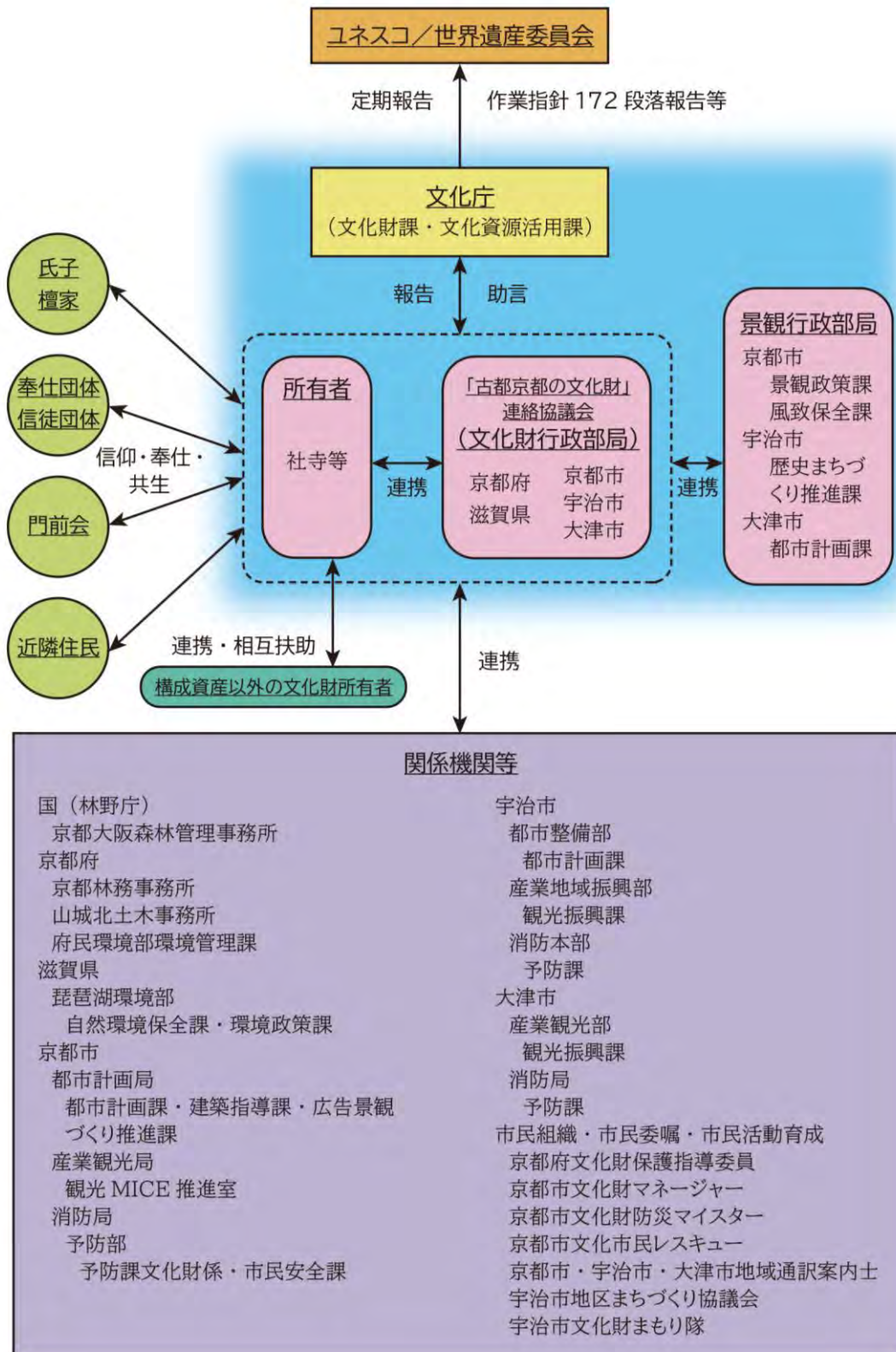


図 90 「古都京都の文化財」包括的保存管理体制概念図



## 卷末資料

### (歴史的資産周辺の景観情報)

以下の資料は、第6章第3節ほかで記述した京都市事前協議（景観デザインレビュー）制度における参照資料として、対象エリアごとにまとめられた景観情報の一例（賀茂別雷神社周辺エリア）である。

基本情報として地域の歴史的背景や歴史的資産等をまとめたもののほか、地域住民へのヒアリング等をもとに、住民が大切にしている景観上の事項を盛り込んだ「協働版」、対象地域を景観特性ごとに細分して特徴をまとめた「町並み版」がある。





# 賀茂別雷神社 (上賀茂神社) 周辺エリア ～上賀茂村・神山・大田神社・御園橋・明神川～

## エリア概要

- 上賀茂及び神山地域は、上賀茂神社を中心とし、その背景の山地を含む地域であり、裾野は京都盆地の北端にあり、「野」があるいは「段丘」の地形を形成しており、近年、それぞれ市街化が進んできている。
- この区域では、上賀茂神社から大田神社までに至る区域の社家町の和風、さらに丸山周辺における昭和に開発された住宅デザインといったように、建築デザインは地区ごとに異なる。

### 賀茂別雷神社 (上賀茂神社) (世界遺産)

平安遷都以前よりこの地に住した賀茂氏の氏神で、祭神として賀茂別雷神を祀る。世界文化遺産である。<sup>1)</sup>

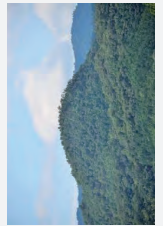
上賀茂神社の境内は、広大なスペースに拝殿へと導く白い砂の先に朱色の鳥居があり、芝や境内林の緑とのコントラストがまぶしく鮮やかである。上賀茂神社とその背後の山地からなり、一体的な景観を形成している。



上賀茂神社

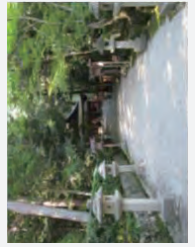
### 神山

上賀茂神社の御神体山として背後に一体的な景観を形成している。



### 大田神社

上賀茂神社の境外屋敷社(第3段)とされている。地主神を祀ったのが始まりとされている。参道東側の池は大田ノ沢とよばれ、群生するカキツバタ群落は国の天然記念物に指定されている。<sup>2)</sup>



### 御園橋

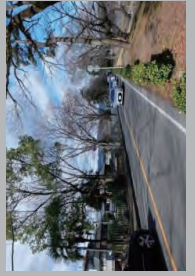
明治2年の絵図にも描かれ、上賀茂神社へ向かう道路の渡河地点に位置。<sup>3)</sup> 平成27年から概ね5箇年をかけて、最新の耐震基準を満たした橋にするとともに、橋の幅を広げ、歩行者等の安全性の確保や道路交通の円滑化を図ること



工事中の御園橋 (平成30年10月撮影)

### 加茂街道

下鴨社と上賀茂社を結び、賀茂川右岸を出町柳から御園橋を経てさらに高橋に至るまでの道であり、明治2年の絵図には「作り道」と描かれる。現在、葵祭の行列の通り道となっており、二し科の落葉樹の並木が見られる。



### 明神川

賀茂川を主な源流とし、上賀茂神社の境内に入ると、「御手洗川」と呼ばれ、禊に使われた神聖な川である。そして、神宮寺山から流れてくる「御物忌川」と合流し、「ならのの小川」となって境内を流れ、境内を出ると分流し、「明神川」となり社家町の中を流れる。

- 視点場 (境内)
- 視点場 (参道等)
- 特に着目する通り
- (白線) エリアの主な通り

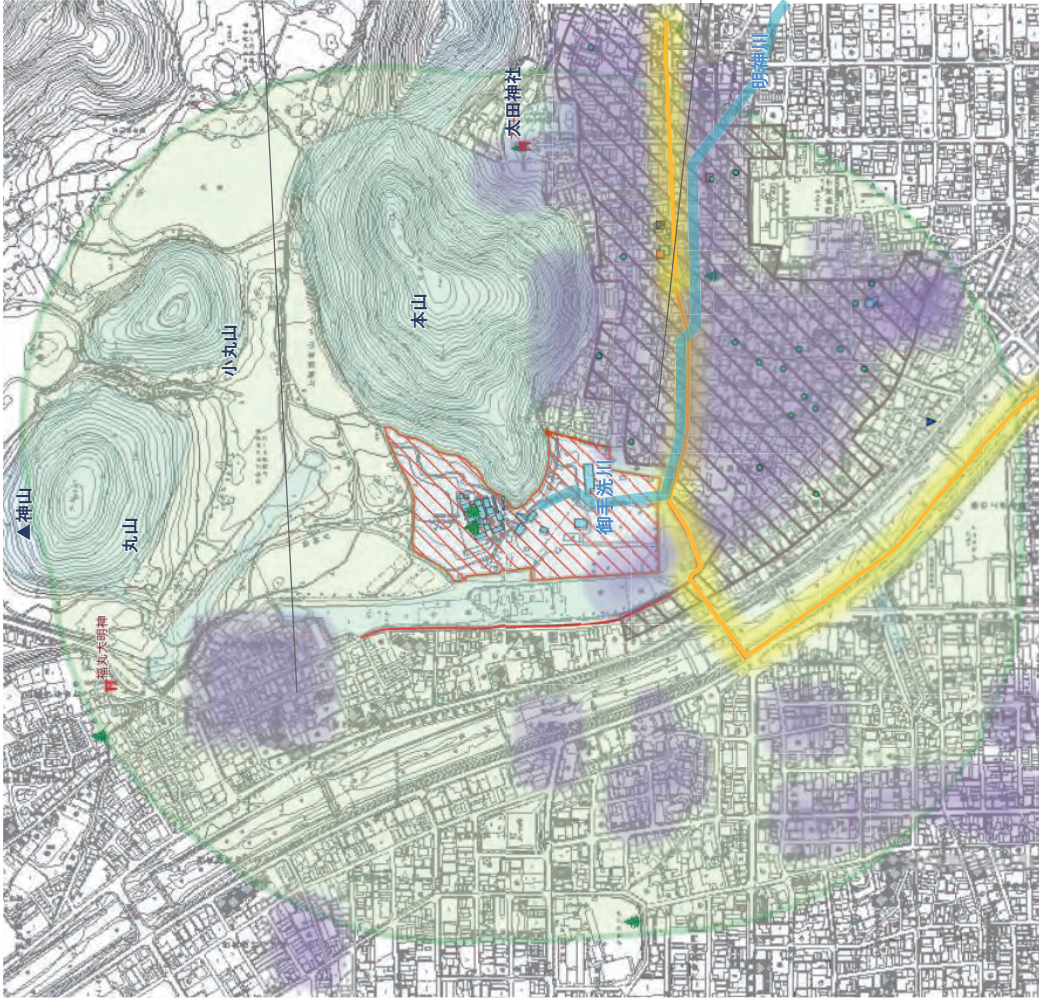
### 上賀茂村 (伝統的建造物群保存地区・界わい景観整備地区)

このあたりは、室町時代から上賀茂神社の神官の屋敷町として町並みが形成されてきたところである。明治維新までの旧集落は、上賀茂神社の神官(社司と氏人)と農民が集住する特殊な性格を持つ集落であった。そこで一般に社家町とよばれるようになった。明治以後は京都の近郊農村の性格を徐々に強め、社家町の性格は薄らいでいった。ここ明神川沿いには今日も社家が旧来のまま建ち並び、他所で滅びた貴重な社家町が清々しく残っている。





エリアの概要



※ 詳しい地図情報は、京都市景観情報共有システムをご確認ください。

終野

終野は、1625年頃に田畑を開いたところで、上賀茂村の枝村として上賀茂神社が社領としていたという。また、この地域には古くから橋本姓を名乗る一族が住んでいて、上賀茂神社の北を守るために住んでいたといわれているそう。そのなかでも、明神川の取り入れ口を守っていたのではないかと考えられている<sup>6)</sup>。  
また、現在、この地区では、地藏盆のときのイベントとして灯ろう流しが行われており、明神川沿いを「場」として利用し続けている。<sup>6)</sup>  
終野には、写真のような洗い場が川沿いに残っており、生活用水に使われた面影が感じられる。



洗い場

上賀茂村

遅くとも15世紀ごろには、現在の社家町に門前集落が発達し、社家と農民が混在して住んでいたと推測されている。また、江戸時代後期までには、人口は3000人を超えたといわれ、相当大きな村であったこと分かる。<sup>7)</sup>  
昭和63年1月には上賀茂に「上賀茂町並み保存会」が結成され、同年に、「上賀茂伝統的建造物群保存地区」に指定された。さらに、国は「国重要伝統的建造物群保存地区」に選定した。ここ明神川沿いには今日も社家が旧来のまま連担し、他所で滅びた貴重な社家町が清々しく残っており、門の前には明神川の洗い場が残されている。



明神川と町並



洗い場

【凡例】

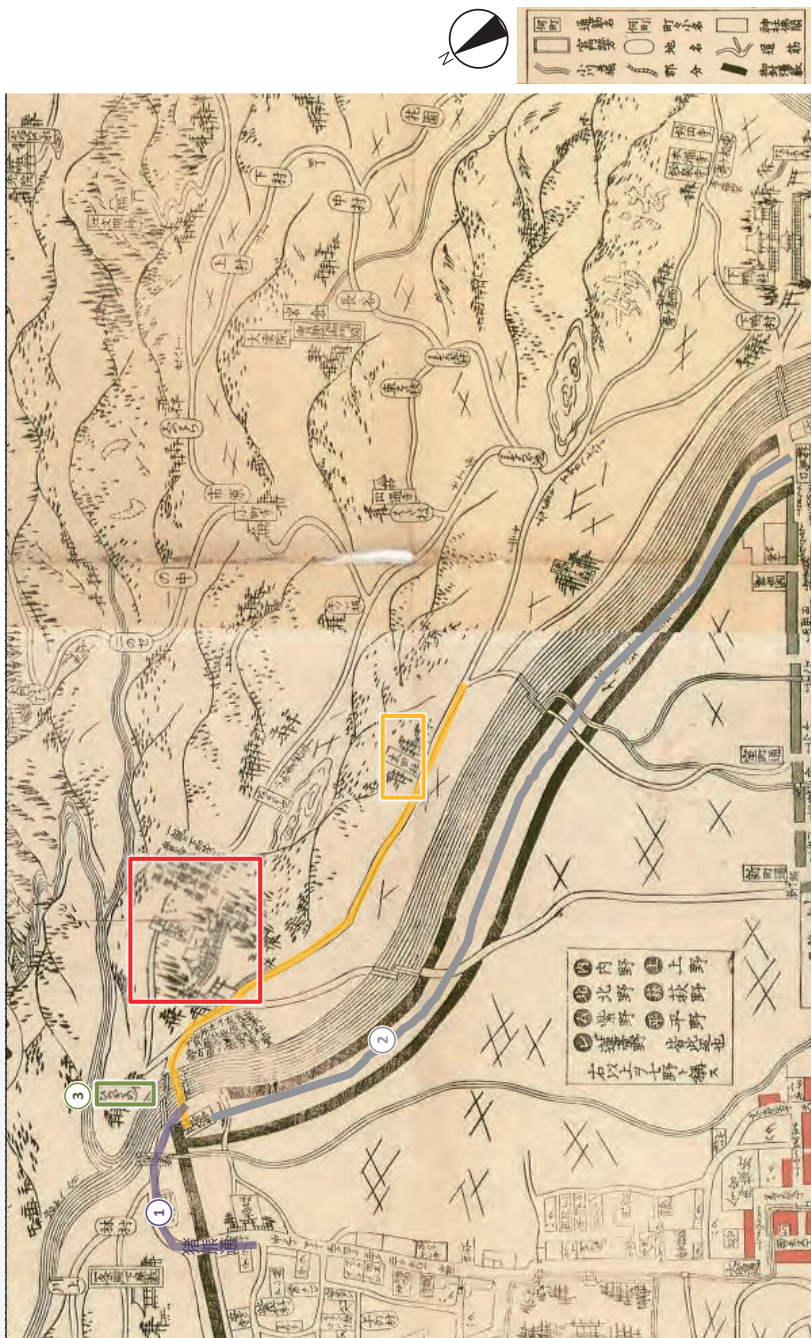
- |  |                  |  |                    |  |             |
|--|------------------|--|--------------------|--|-------------|
|  | 境内 (境内)          |  | 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物 |  | 樹木          |
|  | 視点線 (参道等)        |  | 歴史的工匠建造物           |  | 天然記念物       |
|  | 近景デザイン保全区域       |  | 昇ついで歴史的建造物         |  | 保存樹・区民の誇りの木 |
|  | 特に着目する通り         |  | 京都を彩る建物や庭園         |  |             |
|  | 明治25年以前から存在する市街地 |  | 文化財 (建築物)          |  |             |
|  | 昇ついで歴史的建造物群保存地区  |  | 文化財 (史跡・名称)        |  |             |
|  |                  |  | 社家町並み保存地区          |  |             |

※ 国土地理院の数値地図2,500に掲載の社家町と、平成15・16年発行のゼンリン住宅地図の1,000m2以上の社家データ



エリアの土地利用の変遷 (1)

明治2年(1869年)(上地政策による境内地減少前)



京町御絵図(明治2年)

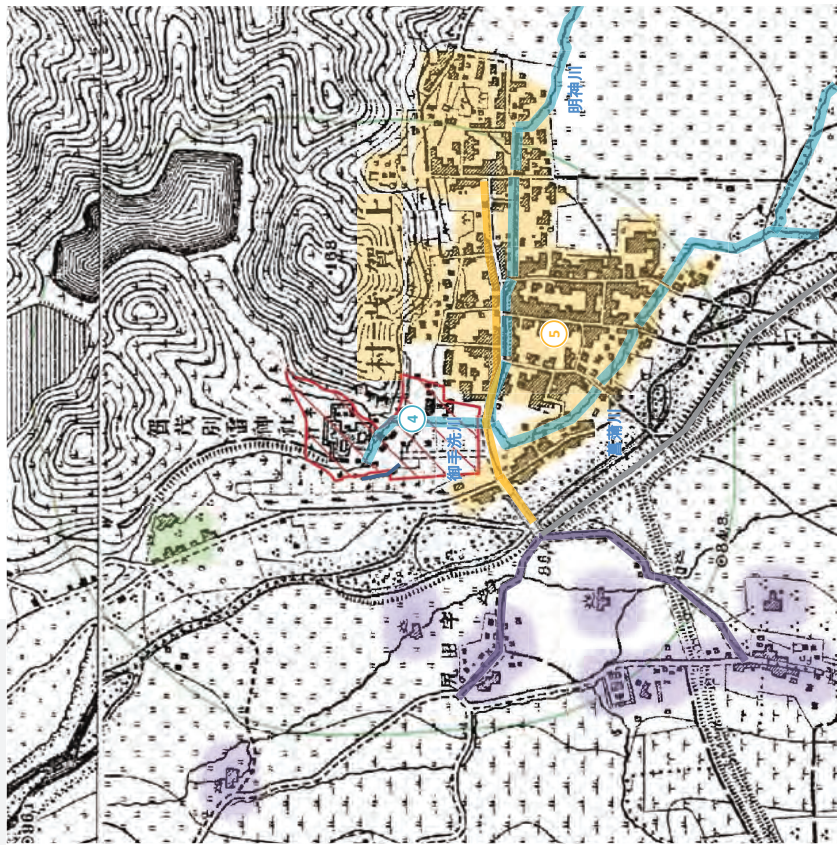
①洛中から上賀茂神社への道  
絵図によると、加茂街道と、現在の猪熊通が洛中からの道であったことが分かる。

②加茂街道  
下鴨社と上賀茂社を結び、賀茂川右岸を出町柳から御園橋を経てさらに高橋に至るまでの道である。

③ひらぎの  
糀野は、1625年頃に田畑を開いたところで、上賀茂村の枝村として上賀茂神社が社領としていたという。また、この地域には古くから橋本姓を名乗る一族が住んでいて、上賀茂神社の北を守るために住んでいたといわれている。そのなかでも、明神川の取り入り入口を守っていたのではないかと考えられている。<sup>8)</sup>

エリアの土地利用の変遷 (2)

明治25年 (1892年)



資料: 仮説地形図(明治中期)(国土地理院所蔵)  
 画像: 立命館大学アーカイブセンター

- 近景デザイン保全区域
- 拠点場 (境内)
- 特に着目する通り

④上賀茂神社境内を流れる川

上賀茂神社の境内を流れる川は、場所によって次々と名前を変える。賀茂川を主な源流とし、上賀茂神社の境内に入ると、「御手洗川」と呼ばれ、袪に使われた神聖な川である。そして、神宮寺山から流れてくる「御物忌川」と合流し、「ならの小川」となっており境内を流れる。境内を出ると分流し、一方は「喜蒲川」、もう一方は「明神川」となり社家町の中を流れる。<sup>9)</sup>

⑤上賀茂村

中世まで遡ってみると、上賀茂は、領主である上賀茂神社の膝下に賀茂六郷とよばれる惣組織がみられ、上賀茂の住人は、社家、寺家、地主人に別けられていたという。そして、遅くとも15世紀中ごろには、現在の社家町に門前集落が発達し、社家と農民が混在して住んでいたと推測されている。また、中世から江戸時代の絵図類によれば、上賀茂神社境内と集落の境を画する絵門と思われる木戸門が見られた。戦国期の中で、上賀茂に住む氏人が中心となり、内には自治、外に対しては自衛の姿勢を示した社家が優位に立った町づくりが行われていたという。また、江戸時代後期までには、人口は3000人を超えたといわれ、相当大きな村であったこと分かる。<sup>10)</sup>

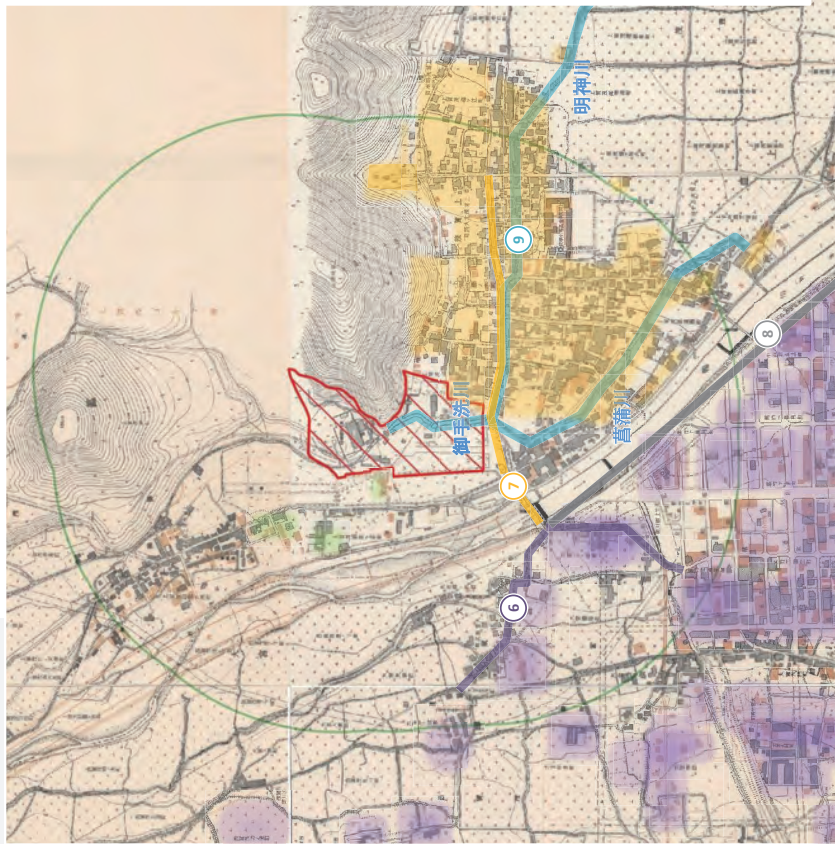
○上賀茂神社の樹木

神域として保護されていたのではなく、神社の財産として保護されていたものであると分かっている。また、1700年代には、風致の維持のために、境内で、樹木の権裁が行われた。大規模なため、下刈りは、社家町の人が行担して行っており、役職があったという点が範囲の狭い札の森の管理との違いだといふ。<sup>11)</sup>



## エリアの土地利用の変遷 (3)

昭和28年(1953年)



昭和三十年都市計画区の内容  
昭和三十八年の修正測図

資料：京都市都市計画基本図(昭和28年)  
(京都市都市計画局(京都市指令都企企計第90号))  
画像：立命館大学アーカイブセンター

※ この地図は、京都市発行の都市計画基本図(縮尺1/3,000)を参考にし、作成したものです。

## ⑥上賀茂神社へ続く道

明治・大正・昭和にわたって、上賀茂神社周辺の道はほとんど変わっていないことが分かる。

## ⑦上賀茂村

明治2年に上賀茂村役場が創設され、近代化していった。明治22年に上賀茂村と隣接した小山村が合併し、愛宕郡上賀茂村が成立した。その後、大正7年には、京都市上京区に編入された。昭和30年には北区となった。この間における上賀茂村の戸数、人口の大きな変化は見られなかったという。<sup>12)</sup>

上賀茂地域は昭和40年代頃から開発の波が押し寄せ、社家町もその影響を受けた。明治以降は京都の近郊農村的性格を徐々に強め、社家町の性格は薄らいでいった。<sup>13)</sup>昭和63年1月には上賀茂に「上賀茂町並み保存会」が結成され、同年に、「上賀茂伝統的建造物群保存地区」に指定された。さらに、国は「重要伝統的建造物群保存地区」に選定した。

## ⑧加茂街道

昭和9年9月21日に室戸台風が襲い、賀茂川の街道沿いのマツは多くが倒れたという。<sup>14)</sup>その後、昭和10年6月28日に大水害があり、賀茂川の堤が危険な状態になったので、竹・ケヤキなどの枝を切り倒し、それらを積み重ねて土手を固め、土手を防いでいた。<sup>15)</sup>

## ⑨明神川

昭和10年頃までは明神川は生活用水として顔を洗ったり、口をすすいだり、茶碗や野菜を洗ったり、洗濯などでも使っていたという。ところが昭和11年の赤痢の大流行や上下水道の整備で、井戸水の利用なども含めて生活とのつながりはなくなってきたという。<sup>16)</sup>井堰の自動化は近年行われたが、それまでは、大雨が降ると、水利組合の人が駆けつけ、井堰を調節していたという。<sup>17)</sup>

## 上賀茂神社境内の歴史的資産と守っていききたい眺め(1)

### 上賀茂神社

賀茂別雷神社の創建は古く、7世紀末にはすでに有力な神社となっており、さらに平安建都以降は国家鎮護の神社として朝廷の崇敬を集めていた。社殿は11世紀初頭までに現在に近い姿に整えられたが、その後衰微し、寛永5年(1628)に再興された。この時の整備は境内全体におよび、記録や絵図を参考に平安時代の状況が再現された。再興後は本殿造替が7回実施されており、現在の本殿と権殿は文久3年(1863)に再建されたものである。

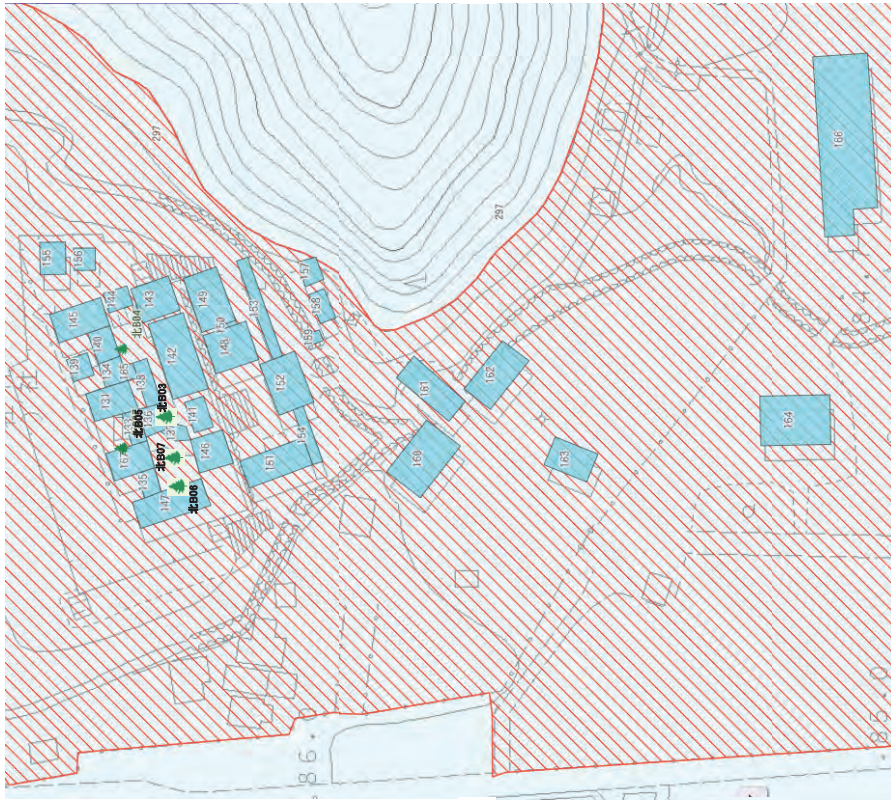
国宝の本殿と権殿は同大・同形式の建物で、東西に並んで配されており、正面3間、側面2間、正面と側面を向けた流造りである。正面の流れを長くしている点にこの本殿形式の古制がよく示されている。境内にはこれらのほか、寛永5年に再建されたと考えられる拜殿以下34棟の重要文化財の建物が残り、古代の神社景観を現在に伝えている。

神社の聖域は、神社本体の後方もしくは周囲にある山や森林を含んでいることが特徴である。このような自然的特性はその歴史的環境に必要不可欠なものである。賀茂別雷神社の登録区域には神社北方にある神山を含んでいる。

なお、当神社は京都の三大祭のひとつである葵祭が催されるなど、さまざまな神事や祭事の舞台としても親しまれている。<sup>18)</sup>

### 文化財

国宝	本殿	131	権殿	167		
国指定重要文化財	本殿権殿取合廊	133	本殿東渡廊取合廊	134	西渡廊	135
	透廊	136	渡廊	137	祝詞舎	138
	摂社若宮神社本殿	139	東渡廊	140	四脚中門	141
	御籍屋	142	神宝庫	143	唐門	144
	東御供所	145	直会所	146	楽所及び西御供所	147
	幣殿	148	忌子殿	149	幣殿忌子殿取合廊	150
	高倉殿	151	楼門	152		
	廻廊	153	摂社新宮神社本殿及び拝殿	155	摂社片岡神社本殿及び拝殿	157
	片岡橋	159	拝殿(細殿)	160	舞殿(橋殿)	161
	土屋(着到殿)	162	楽屋	163	外幣殿	164
	堀中門	165	北神饌所(庁屋)	166		
国指定史跡	賀茂別雷神社境内	297				



※ 詳しい地図情報は、京都市景観情報共有システムをご確認ください。

**【凡例】**

- ▨ 視点場(境内)
- ▬ 視点場(参道等)
- 近景デザイン保全区域
- ▨ 界わい景観整備地区

- ▲ 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物
- ◆ 歴史的意匠建造物
- 界わい景観建造物
- 京都を彩る建物や庭園
- 文化財(建築物)
- 文化財(史跡・名称)
- 国土地理院社寺データ等

**樹木**

- ▲ 天然記念物
- 保存樹・区民の誇りの木

※ 国土地理院の数値地図2,500に補載の社寺データと、平成15・16年発行のゼンリン住宅地図の1,000m2以上の社寺データ



### 上賀茂神社境内の歴史的資産と守っていききたい眺め(2)

〔国指定重要文化財〕



本殿※



本殿権殿取合殿※



本殿東渡廊取合殿※



西渡廊※



片岡権※



掛殿(細殿)※



舞殿(橋殿)※



土屋(葺到殿)※



透廊※



渡廊※



祝詞舎※



攝社若宮神社本殿※



東渡廊※



四脚中門※



御構屋※



神宝庫※



唐門※



東御供所※



直会所※



美所及び西御供所※



幣殿※



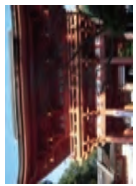
忌子殿※



幣殿忌子殿取合殿※



高倉殿※



樓門※



廻廊※



攝社新宮神社本殿及び掛殿※



攝社片岡神社本殿及び掛殿※



権殿※

#### 〔国指定史跡〕



賀茂別雷神社境内

※：(画像) 京都府地図情報統合型地理情報システム (GIS)


### 上賀茂神社境内の歴史的資産と守っていききたい眺め(3)

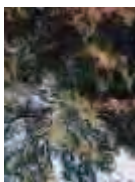
#### ■ 樹木

イチイガシ  北B03 [区民の誇りの木]



上賀茂神社の歴史は7世紀までさかのぼるといわれ、その例祭「葵祭」は京都三大祭の一つです。参道の奥にイチイガシがあります。イチイガシは暖帯の常緑高木で、大きく高く育ちます。

エノキ  北B04 [区民の誇りの木]



道路に接して直立し、高い所で枝を広げ、夏には緑陰をつくります。

シダレザクラ  北B05 [区民の誇りの木]



参道脇に広がる緑の豊かな芝生広場の中に、数本の大木が点在しています。このシダレザクラもその一つで、老木ですが、固いで保護されて大切に育てられています。

キリ  北B06 [区民の誇りの木]



直径が1 mにもおよぶ大木で、5月頃に紫色の花を房状に咲かせます。

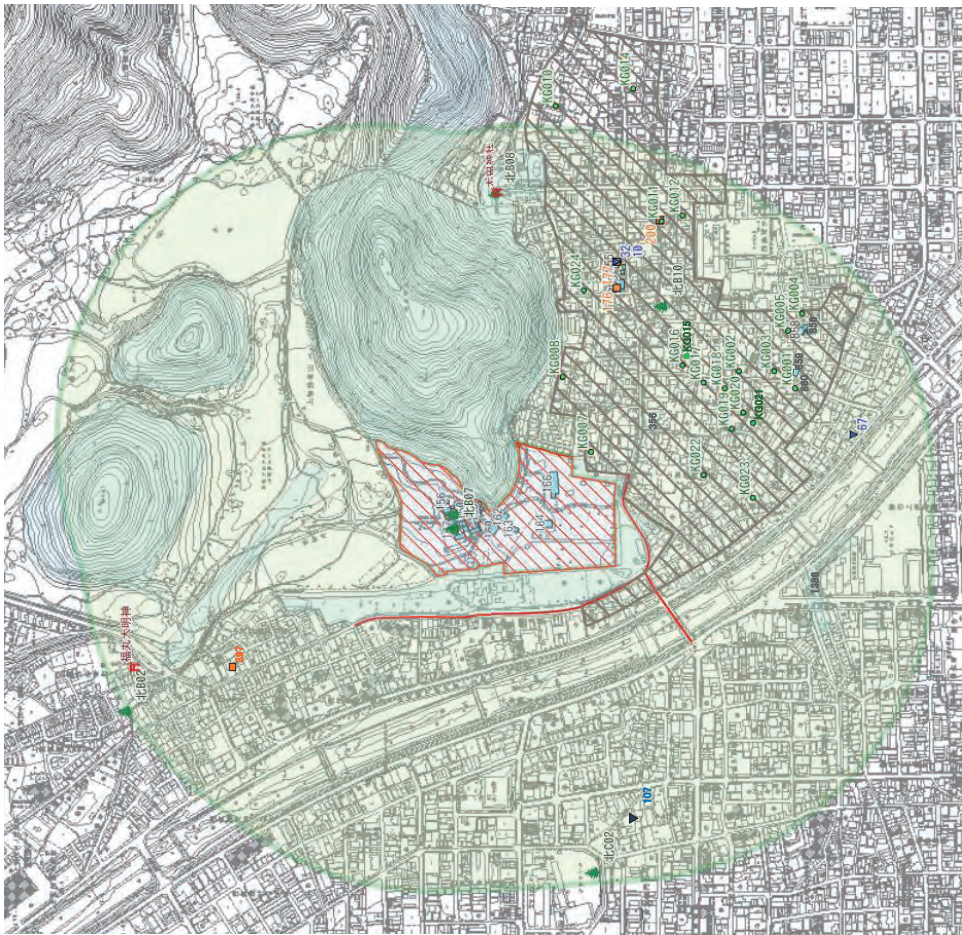
ムクノキ  北B07 [区民の誇りの木]



雑樹帯の中にある大木です。頂上の枝が傘のように開いています。



上賀茂神社周辺の歴史的資産



※ 詳しい地図情報は、京都市景観情報共有システムをご確認ください。

<b>【凡例】</b>	視点場（境内）	景観重要建造物・歴史的風致形成建造物	<b>樹木</b>	天然記念物
	視点場（参道等）	歴史的意匠建造物	保存樹・区民の誇りの木	保存樹・区民の誇りの木
	近隣デザイン保全区域	界わい景観建造物	京都を彩る建物や庭園	
		文化財（建築物）	文化財（史跡・名称）	
		文化財（史跡・名称）	国土地理院社寺データ等	

※ 国土地理院の数値地図2,500に掲載の社寺データと、平成15・16年発行のゼンリン住宅地図の1,000m2以上の社寺データ

大田神社



※

大田山の麓に鎮座する、上賀茂神社の境外摂社の一つ（第3摂社）。「延喜式」神名帳に載る愛宕群「太田神社」に比定される。祭神は天鈿女命とも猿田彦命ともいう。猿田彦命は大田命とも称し、社名はこれにちなむ。もとの地域の地主神を祀ったのが始まりとされている。参道東側の池は大田ノ沢とよばれ、群生するカキツバタ群落は国の天然記念物に指定されている。<sup>19)</sup>

ナギ 北B08

神社の片隅に育っているナギは暖かい地方に育つ種類です。庭木としても栽培され、日陰でも育ちます。その葉をお守りにすることもあります。



[区民の誇りの木]

[保存樹、区民の誇りの木]

クスノキ 北B10

明神川沿いにある藤木社は、上賀茂神社の末社です。クスノキはこの小さな社を覆うように生えていて、景観にひやかに育った大樹は、地域の皆さんからも大切にされています。



景観上重要な建築物、庭園等

梅辻邸 [景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、市指定文化財（建造物）、京都を彩る建物や庭園]



▲32、10,855 ■177

（認定理由（京を彩る建物や庭園））  
上賀茂に残る唯一の賀茂七家であり、主家と書院から成る。主家は上賀茂神社の鳥居を越えない切妻造りの屋根とし、書院は江戸時代に宮中から御学問所を移築したとの言い伝えがある。梅辻家は、代々上賀茂神社につかえていた社家で、「賀茂七家」の一つである。前面道路に沿って長屋門及び土塀が並び、主庭をはさんで主屋が配されている。主屋は木造平屋建て、切妻造一部入母屋造の居室部と入母屋造の座敷部からなり、建築年代は折禰礼等から天保期と推定される。居室部は、上賀茂の社家住宅の特徴である式台と鳥居形の内玄関、俵待を残している。座敷部は、御所の御字間所を移築されたと伝えられており、押板風の床の間が付き、付書院を備え随所に菊の御紋が彫られた金具が使用されている。長屋門は、切妻造、棧瓦葺で上賀茂に現存する貴重なものとなっている。また、長屋門から主屋玄関までの前庭と座敷に面した奥庭を持ち、奥庭には御印殿が配されているなど社家を特色付けている。「賀茂七家」の現存随一の遺構で屋敷の内外にその特徴を色濃く残しており、上賀茂の社家住宅の代表例として、また通り景観の形成に重要な建物となっている。

（指定理由（景観重要建造物））  
上賀茂の社家の外観の特徴を色濃く残している。また、上賀茂の通り景観の特徴である土塀を残しており、連続する通り景観の形成に非常に重要である。

※：（写真提供）京都市観光協会・ヨコヤマ写真事務所



## 上賀茂神社周辺のその他の歴史的資産(1)

### 谷寛(たにかん)



▶67

[景観重要建造物]

(指定理由)  
上賀茂の歴史的景観を構成し、京町家の影響を強く受けた近郊農村地域における住宅の外観意匠を良く残しており、当地区における建物様式の一つとして指標性もある

### 西田邸



▶107

[景観重要建造物]

(指定理由)  
当該建造物は、江戸時代後期の庄屋の屋敷構えとその後増築された洋館の意匠を良好に継承する貴重な建造物であり、古来より上賀茂神社と神光院を結ぶ沿道に配された門及び土塀とともに通り景観の要となる重要な建造物である。

### 上賀茂郷界外景観整備地区

この地区は、中世以降、賀茂六郷の中心にあつて、平安京の地主神社である上賀茂神社に仕える神官の住居(社家)や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。この地区内の明神川を中心とする水路は、上賀茂神社と結ばれる「神型」なものであると同時に戦国期の動乱の中で、自衛施設として整備された「構」や「堀」のなごりであり、近世までは生活用水、現代では「すぐき」をはじめとするこの地区の農業生産用の用水路でもある。また、道路は多くの「字路」を有し、この地区の景観を豊かなものとしている。更に、明神川の清流や神宮寺山の緑などの豊かな自然環境を背景として土塀、薬医門や腕木門、土塀越しに昇られる前庭の樹々により形成される通り景観、通りからこれらを介して望み得る社家の豕投首(いのこさす)による妻飾りや束と貫による妻飾り、農家の大屋根と深い軒、洗練された意匠の町家などが、ひなびた中にも厳しさを織り込んだ、まとまりのある界外景観の特性を示している。

[界外景観建造物、京都を彩る建物や庭園]

### 中澤家



●KG001

### 玉田家



●KG002

### 山中家



●KG003

### 藤井家



●KG004

### 溝川家



●KG005

### 杜下邸



●KG007

### 奥村家



●KG008

### 岡本家



●KG010

### 幡野家 (山本家雲錦邸)



●KG011/■200

### 秋元家



●KG012

### 藤井家



●KG014

### 溝川家



●KG015

### 関目家



●KG016

### 北大路家



●KG017

### 中本家



●KG018

### 渡邊家



●KG019

### 八間家



●KG020

### 池田家



●KG021

### 遠藤家



●KG022

### 渡辺家



●KG023

### 藤木家



●KG024

## 上賀茂神社周辺のその他の歴史的資産(2)

### 井関家

[市登録有形文化財(建造物), 京都を彩る建物や庭園]

明治に増築された3階部分は、四面が開く望楼風の建物となっている。枯山水の庭園には、おがたまの木や石灯籠があり、また、手水鉢の前には籠の口と呼ばれる排水口などが設けられ、先人の知恵が随所にみられる建物と庭園である。



市登録 / ■176

(認定理由 (京を彩る建物や庭園) )

井関家は、代々上賀茂神社につかえていた社家である。角地に位置する屋敷は、通りに面して土塀をめぐらせ、主屋の後方には土蔵が建つ。主屋は、江戸時代後期の建築と推定され、鳥居形の内玄関と式台を並べ、社家住宅としての外観を築える。主屋の中央には明治後期に増築された望楼風の3階が建ち上がり、この地区の景観を特色づけている。土蔵は弘化4年(1847)の建築で方2階建、切妻造、椋瓦葺の屋根をのせる。また、表門から内玄関までの前庭や小祠を配した奥庭は、社家を特色づけるものとなっている。間取りや外観に社家住宅としての特徴を残す貴重な存在であり、土蔵、表門、土塀、庭を含め、上賀茂社家の屋敷構えを現在に伝える。

### 岩佐家

[市指定有形文化財(建造物), 市指定名勝]



市指定

岩佐家は上賀茂神社に仕えていた社家で、主屋、土蔵、表門、土塀が残っており、庭園が配される。主屋は天明5年(1785)にはほぼ現在の間取りとなっていた。鳥居形の玄関や供待ち、東と貴で飾る妻面の外観などに社家住宅の特色が見られる。土蔵は宝暦14年(1764)の建築。

岩佐家は、上賀茂社家十六流れのうち「氏」の流れに属している。現在の庭園の原型は、南側に敷地を拡張した天明2年(1782)頃に築かれたものと考えられる。園池は、現在も明神川支流から流水を取り入れ、再び川に戻している。また、園池には、紐運飾りなどに用いられるユズリハがあるのも、社家の庭園らしきを感じさせている。建造物と一体のもので、江戸時代から比較的良好に保存されてきた上賀茂社家の庭園であり、貴重なものである。



市指定

### 文化財等

[国登録文化財]



青木家住宅  
(旧本尊美家住宅) ※  
国登録

[国指定史跡]



御土居 ※  
国指定

[市指定名勝]



西村家庭園  
市指定

### 樹木等

クスノキ：大宮小学校  
北002

校門脇にあり、幹は2本立ちで、樹形は丸く仕立てられています。

[区民の誇りの木]



※：(画像) 京都府地図情報統合型地理情報システム (GIS)



# 景観の特性と形成方針（京都市景観計画 抜粋・要約）

## 上賀茂風致地区

### 【景観特性】

当地区は、松ヶ崎地域、上賀茂及び神山地域、岩倉地域、上高野地域、八瀬地域、曙枝地域から構成され、一部の地域では大規模施設による人工的な変容が見られるものの、五山の送り火や至が池公園の区域である松ヶ崎地域の山地等のように、全体としては緑豊かな森林が保全されている。

### 【景観形成の方針】

上賀茂及び神山地域は、上賀茂神社とその背後の山地からなり、京都盆地の北端にある稜野は、「野」や「段丘」の地形を形成している。これらの周辺部は市街化が進んでいるため、市街地北端の緑である神宮寺山や本山の山景と背後の緑との調和、本山西麓の自然景観の保全に配慮する。また、貴重な生物群集で知られる深泥池については、周辺を含めた自然環境の保全に配慮する。当地域では、上賀茂神社から大田神社までに至る区域の社家町域の和風、鞍馬街道沿い及び深泥池西側の地域の農家風、さらに丸山周辺における現代的デザインにより建築デザインは地区ごとに異なるため、これらの建築デザインに配慮した建築物の誘導を図る。さらに、終野地域の賀茂川東岸側の平地部における運動施設群周辺の擁壁等については、周辺の自然的環境との調和に配慮する。

## 鴨川風致地区

### 【景観特性】

当地区は、賀茂御祖神社（下鴨神社）及び府立植物園を含む、賀茂川及び高野川の面河川とその沿岸、賀茂川と高野川の合流地点からJR東海道線までの鴨川沿線が、鴨川風致の核である。府立植物園、下鴨神社、緑ノ森等の優れた緑地空間と川の清流と一体となり、他の大都市では見られない都心の水と緑の空間を構成している。また、沿岸の大半の住宅地においても、豊かな生垣、植栽が施されている。

### 【景観形成の方針】

- **水辺の連続性**  
賀茂川及び高野川の面河川とそれらの沿岸とのびやかな水と緑の遠望景観を構成している。このため、公共施設等の構造物においては、この河川景観の保全や眺望される山並み等に配慮したデザインとし、さらに沿岸の建築物においては、河川側の空間の確保、緑の演出、高さや勾配屋根を大切な要素として、のびやかな水と緑の遠望景観の保全を図る。また、各河川の沿岸、下鴨神社周辺や府立植物園周辺等、それぞれ区域の景観的特色を有しており、それらの景観的特色を図る。
- **堤防上の二レ科の落葉樹と住宅の生垣の連続**  
賀茂川沿岸は、堤防上の二レ科の落葉樹と住宅の生垣の緑が連続し、家屋の勾配屋根が樹間に透れて、京都らしい水と緑の遠望景観を構成している。

## 上賀茂郷界わい景観整備地区

### 【景観特性】

この地区は、中世以降、賀茂六郷の中心にあって、平安京の地主神社である上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が滞在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。上賀茂神社と結ばれる「神聖」なものであると同時に戦国期の動乱の中で、自衛施設として整備されたこの地区内の明神川を中心とする水路は、近世までは生活用水、現代では「すくき」をはじめとするこの地区の農業生産用の用水路でもある。また、道路は多くの丁字路を有し、この地区の景観を豊かなものとしている。さらに、明神川の清流や神宮寺山の緑などの豊かな自然環境を背景として土塀、薬師門や腕木門、土塀越しに見られる前庭の樹々により形成された通り景観、通りからこれらを紹介する社家の家紋首（いのこさす）による妻飾りや東と貫による妻飾り、農家の大屋根と深い軒、洗練された意匠の町家等が、ひびびた中にも厳しさを織り込んだ、まとまりのある界わい景観の特性を示している。

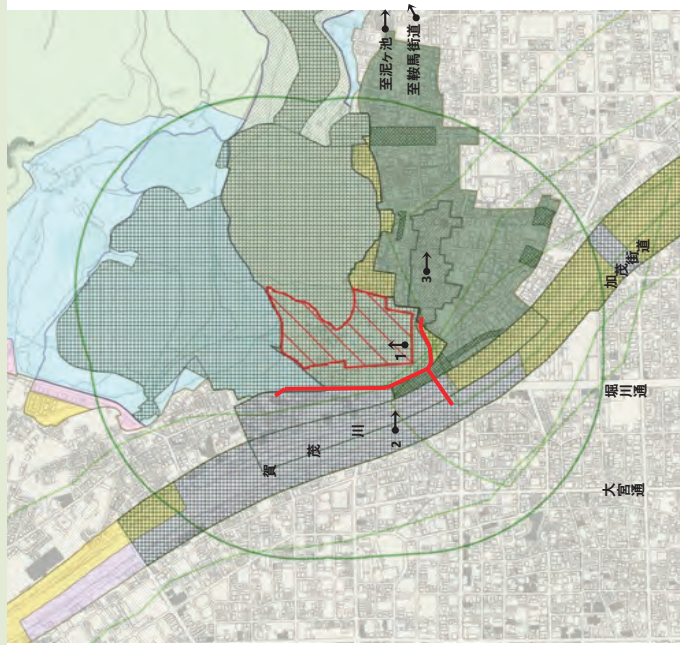
### 【景観形成の方針】

- ・ 上に示した特色ある景観を維持及び継承させること。
- ・ 隣接する上賀茂伝統的建造物群保存地区内の景観と調和すること。

## 上賀茂伝統的建造物群保存地区

### 【現況及び保存に関する基本的な考え方】

当地区は、明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、社家の門、妻入りの社家、土塀越しの庭の縁、これらが一体となっており、江戸期にできた社家町の特徴を述べている。また、主屋は切妻平屋建て瓦葺が原則で妻入りのものと平入りとのものがある。妻入りの場合は庇を付け、妻壁に独特の妻飾りをみせる。町家は、平入りで少したちを高くして2階に居室を設けるが、正面は、つしとし、じゆらしくはつらつとした窓を設け、柱と貫とで飾っている。また、本2階建てに建て替えられている町家も見受けられる。現在、当地区の建造物は52戸で、このうち伝統的建造物群を構成している伝統的建造物は、約63パーセントである。これらの伝統的建造物は、社家と町家の様式に大別できる。社家主屋の妻飾りに多少のバリエーションが見られる。川に返す水を通じたの連帯ができてきているのが珍しい。近年、周辺の区画整理事業なども完成し、これに伴い、一般住宅やアパートの建設が迫ってきている。そこで、この優れた上賀茂社家町の町並みを、そのまま修理あるいは修景することにより、当地区の伝統的建造物群の特性を保存し、良好な近郊住宅の環境の保全を図るものである。



**【凡例】**

眺望景観保全区域	景観地区	山ろく型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
視点構（境内）	風致地区	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
視点構（参道等）	風致地区第1種地域	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
近隣子ナイン保全区域	風致地区第2種地域	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
風致地区	風致地区第3種地域	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
風致地区第1種地域	風致地区第4種地域	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
風致地区第2種地域	風致地区第5種地域	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
風致地区第3種地域	風致特別修景地区	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
風致地区第4種地域	建造物修景地区	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
風致地区第5種地域	山ろく型建造物修景地区	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
風致特別修景地区	山並み青葉型建造物修景地区	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
	町並み型建造物修景地区	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
	その他	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
	伝統的建造物群保存地区	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
	歴史的風土保存地区	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区
	歴史的風土特別保存区域	山並み青葉型美観地区	山並み青葉型美観地区	旧市街地型美観地区	歴史型景観保全修景地区	歴史型景観整備地区	重要野幌の景観整備地域	沿道型美観形成地区

※ 詳しくは、京都市景観情報共有システムを御確認ください。



1) 上賀茂神社（北向き）



2) 賀茂川右岸から上賀茂神社側を望見



3) 社家町の景観

## (資料)

- 1) 平凡社. 寺院神社大事典. 1 京都・山城. 平凡社. 1997. p.157
- 2) 同上. p.127
- 3) 同上. p.875
- 4) 林倫子・林孝弥・出村嘉史・川崎雅史. 「明治以降の上賀茂社家町における池と水路網の水システムの変遷」. 土木史研究論文集. 社団法人土木学会. 2009. p.59-p.65
- 5) 勝矢淳雄. 「明神川にかかわる生活の今昔」. 下水道研究 第13号. 日本下水文化研究会. 2001. p.217
- 6) 宇戸 純子. 「沿川居住者への聞き取りから考える明神川保全に向けての現状と課題」. 京都産業大学総合学術研究所所報 3. 京都産業大学. 2005. p.149-p.165
- 7) 村上 初一・[ほか]編集委員. 「近畿地方の町並み」. 日本の町並み調査報告書集成 9. 東洋書林. 2003.
- 8) 勝矢淳雄. 「明神川にかかわる生活の今昔」. 下水道研究 第13号. 日本下水文化研究会. 2001. p.217
- 9) 林倫子・林孝弥・出村嘉史・川崎雅史. 「明治以降の上賀茂社家町における池と水路網の水システムの変遷」. 土木史研究論文集. 社団法人土木学会. 2009. p.59-p.65
- 10) 村上 初一・[ほか]編集委員. 「近畿地方の町並み」. 日本の町並み調査報告書集成 9. 東洋書林. 2003. p.
- 11) 今西 亜友美・杉田 そらん・今西 純一[他]. 森本 幸裕. 「江戸時代の寛茂別荘神社の植生景観と日本林制史料にみられる資源利用」. 『ランドスケープ研究 74(5)』. 日本造園学会. 2011. p.463-p.468
- 12) 京都市 編. 史料 京都の歴史. 第6巻 北区. 平凡社. 1985. p.243
- 13) 村上 初一・[ほか]編集委員. 「近畿地方の町並み」. 日本の町並み調査報告書集成 9. 東洋書林. 2003. p.19
- 14) 下鴨の文化をこどもたちに伝える会. 親と子の下鴨風土記. 下鴨の文化をこどもたちに伝える会. 1991. p.46
- 15) 勝矢淳雄. 「明神川にかかわる生活の今昔」. 下水道研究 第13号. 日本下水文化研究会. 2001. p.47
- 16) 勝矢淳雄. 上賀茂明神川における美化保全活動の課題と今後の展開. 下水文化研究発表会講演集. 下水文化研究発表会. 1999. p.82
- 17) 同上. p.79
- 18) 第22回世界遺産委員会支援京都実行委員会. 千年の都 世界遺産. 古都京都の文化財(京都市・宇治市・大津市). 第22回世界遺産委員会支援京都実行委員会. 1998. p.141
- 19) 平凡社. 寺院神社大事典. 1 京都・山城. 平凡社. 1997. p.127.p.128

## (協働版)

※(協働版)とは...

プロファイルを作成した27箇所の歴史的資産周辺において、地域のみならず、その協働による景観づくりを進めるため、ヒアリングやまち歩きなどの取組を通じ、その地域固有の歴史的資産の特徴、まちの成り立ち、歴史、文化等といった地域ならではの情報や地域のみなさまの思いなどの情報を取りまとめました。



(協働版)

# 上賀茂学区 (神社周辺)

## 【周辺の特観】

・明神川に沿って美しい社家が建ち並び、社家町としての町並みが現在も残る唯一の地区として、昭和51年京都市の伝統的建造物群保存地区決定、昭和63年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定。

・東は深泥池、南は植物園、西は賀茂川と豊かな自然に恵まれた地域。世界文化遺産に登録された上賀茂神社、カキツバタで有名な大田神社など、土地に根付いた信仰の神社や祠がたくさん存在し、年中さまざまなお祭りや行事が催されている。

## 伝統・文化

### ■社家町

上賀茂神社の神官、あるいは神社に仕える人たちの町並みが現在も残る、全国でも唯一の社家町である。社家は神主、補官など五官、二十一職の社人と仕える人々の氏人に分かれる。350年前の記録では275軒の社家があった。(1-1)

**二葉葵**  
二葉葵は上賀茂神社の神紋として用いられている。社家そして地域の方々に大切にされている。(1-2)

**1 御園橋**  
賀茂川にはその昔、橋は架かっておらず、神社への奉仕に通うために、賀茂川で裸(体を清め)、本社に参拝していた。御園橋とはもともとは仮の橋のことで、斎王のお参り(葵祭)や天皇行幸の折に仮橋がかけられ、やがて、孝明天皇の行幸以来、仮橋から本橋が架けられた。(1-3)  
令和元年8月現在、橋の耐久性や機能性の確保のため、周辺景観と調和するデザインの新橋の架替え工事を進めている。

**■お祭り・伝統行事**  
完成イメージ

**賀茂競馬** ※1 やすらい祭 ※1  
さんやれ祭 (幸在祭)  
2月24日、上賀茂地域の農家の十五歳の男子の元服を祝う農業行事。11月から山の神であった神が田の神へと変化する日、子どもたちが年齢によって役割を担い、囃しなから大田神社、上賀茂神社へと練り歩き「あがり」を神様に奉告する。神送(荒神を鎮める儀式)でもある。

**上賀茂紅葉音頭**  
江戸時代中期に御所で成立し、明治以降、上賀茂、松ヶ崎、一乗寺、下鴨に広まった。庶民の間で流行した踊りや音頭に起源をもち、9月重慶の前句に近い週末の夜に上賀茂神社の鳥居前で踊られる。(1-4)

**■すぐぎの文化**  
すぐぎは、300年もの長い伝統をもつ京都を代表するつづきものであり、江戸時代には、上賀茂神職の社家の屋敷内のみで栽培・加工し、自家用や貴族へお届けをする自慢の贈り物として珍重され、種などを他所へ持ち出すことは禁じられていた。(1-5)

**2 上加茂民芸協団**  
昭和2年に柳宗悦、黒田辰秋らが主体となり、この地で民芸活動の原点となる「上加茂民芸協団」を創設した。

文獻等に  
よる情報  
まち歩きやヒアリングによる情報等

## ▲至者北第書所



## 町並み・風景

西側は社家住宅のほか、教奇屋風住宅、町家、土蔵などが多く建ち並び、町並みを演出する明神川と石橋、土塀、門などが共存し、上賀茂社家町を代表する景観を形成している。

上賀茂神社から流れ出る明神川沿いの土塀と石橋。明神川の水を引き込み、敷地内に池庭を作り、そこで暇を行う。邸内社祠を建て、水の神様の真船神を祀る。山手側は、枯山水の庭を造り、井戸を掘ることでも水を待っている。

上賀茂神社の鳥居より高い建物は建てられなかったため、踰越しの庭や平屋または厨子2階建(2階の天井が低いもの)の建物が多。

社家の中には従前は僧院であったところもあり、丸い柱がその名残を残している。薬医門を入ると右手に式台(玄関)左手に大戸口(勝手口)がある。

妻飾りは、杵杵首を組み、その上に斗を乗せて棟木を設ける形式と、東と貫を縦横に組み合わせる形式の2つに分けられる。いずれも妻壁は白漆喰で塗られている。

東貫形式  
杵杵首形式  
長屋門  
入母屋屋根  
望楼

藤木社より東側には、長屋門と入母屋屋根の書院を有する梅社家と、望楼を有する井閑家の社家住宅が建ち並び、町家と農家も混在する。

**11 流し糺**  
上賀茂神社では、桃花神事の後、地元子どもたちの無病息災・交通安全を祈願して、渉溪園の小川で流し糺が行われる。(1-8)

**12 明神川行燈フェア**  
地元の子どもたちが作った行燈を明神川に並べて点灯。2011年に始まり、今は上賀茂自治連合会主催のイベントとして定着している。(1-9)

## 歴史的資産・建物

**■上賀茂神社周辺の寺跡**  
(聖神寺、神宮寺、観音寺、金堂寺、唯明寺、崇智寺、能寂寺、大乗寺) 明治時代の廃仏令が出される前まで、上賀茂にも多くのお寺があった。(1-7)

**3 洛北発電所**  
社家の家に生まれた西池成義氏が「人々を労働から開放したい」という思いのもと、明治41年に静市市原町に私費で築造した水力発電所。水路式でダムを有しない方式で電力は当時、電車にも使われたといわれる。

**4 上賀茂小学校の門**  
350年前に藤木社の真に社家の集会所の門として建てられたもので明治時代には村役場となり。昭和の初めに現在の場所に移動された。

**5** もとは郵便局。引戸や鬼瓦に郵便のマークがデザインされている。

**6 明神川を守る藤木社**  
橋は樹齢500年と言われる。

**7 太鼓橋(内外橋、酒蔵橋)**  
上賀茂神社入口の石製太鼓橋。明神川は境内では手水として利用することから「御手洗川」とも呼ばれる。神社を出て社家町に入ると明神川になる。

**8 上賀茂神社から移設されたと伝えられる門**

**9 本尊美智君碑**  
イギリスの日本学者・法学者であるボンソン・リチャードの邸宅跡。日本古来の神道を全世界に広めるため数多くの著作を残した。

※古地図などは以下のホームページで閲覧できます。  
京都市 景観情報共有システム  
検索



# 上賀茂学区 (東側・南側)

凡例：  
まちなみやヒアリア  
ングによる情報等  
文献等による  
情報

## 【周辺の特徴】

- ・真は深泥池、南は植物園、西は賀茂川と豊かな自然に恵まれた地域。
- ・昭和6年、植物園の建設をきっかけに、何回かの区画整理が実施され、町並みが整備されていった。
- ・年中さまざまなお祭りや行事が催されている。

## 町並み・風景

### 1 区画整理と生産緑地

賀茂川と高野川に囲まれた一帯は、上賀茂神社の社家・農家の集落と、糺の森に包まれた下鴨神社があるだけで、他は原渡す限り田畑が続いていたが、1963年から北山通の北側の区画整理が行われ、宅地と生産緑地が広がった。2-1)

### 2 北山通

昭和初年に市街地拡大の都市計画道路として計画され、1985年に全線開通した。幹線道路として十二間幅(約21.8m)で造られたため、地元では十二間通という愛称でも知られる。「北山ハロウイン」はたいそう賑わう。2-2)

## 自然・環境

### 3 深泥池

鞍馬・貴船への道(丹波街道)のほとりにある池。水河期からの動植物(遺存種)が数多く生き残っており、国の特別天然記念物に指定されている。行基がこの地で修行した際に池の上に弥勒菩薩が現出した伝説から「仏菩薩地」「御菩薩地」とも書く。

### 4 大田神社

賀茂最古の神社と伝わり、天宇受売命(天鈿女・あめのみづめのみこと)が天岩戸の前で神樂を行ったこと伝説の神様として崇められている。毎月10日には神事「大田御神楽」として地元の方による御神樂(別名「ちゃんぼん神樂」)が舞われ、地元の役持の限られた間柄で代々継がれられてきた。神殿の拜殿は珍しい割り拜殿造となっている。2-3)

境内の大田の沢のカキツバタは平安時代から歌に詠まれており、平安後期の歌人藤原俊成が詠んだ「神山や 大田の沢のかきつばた ふかきたのみは 色にみゆらむ」の歌が有名。尾形光球のカキツバタ屏風で世間にも広まった。

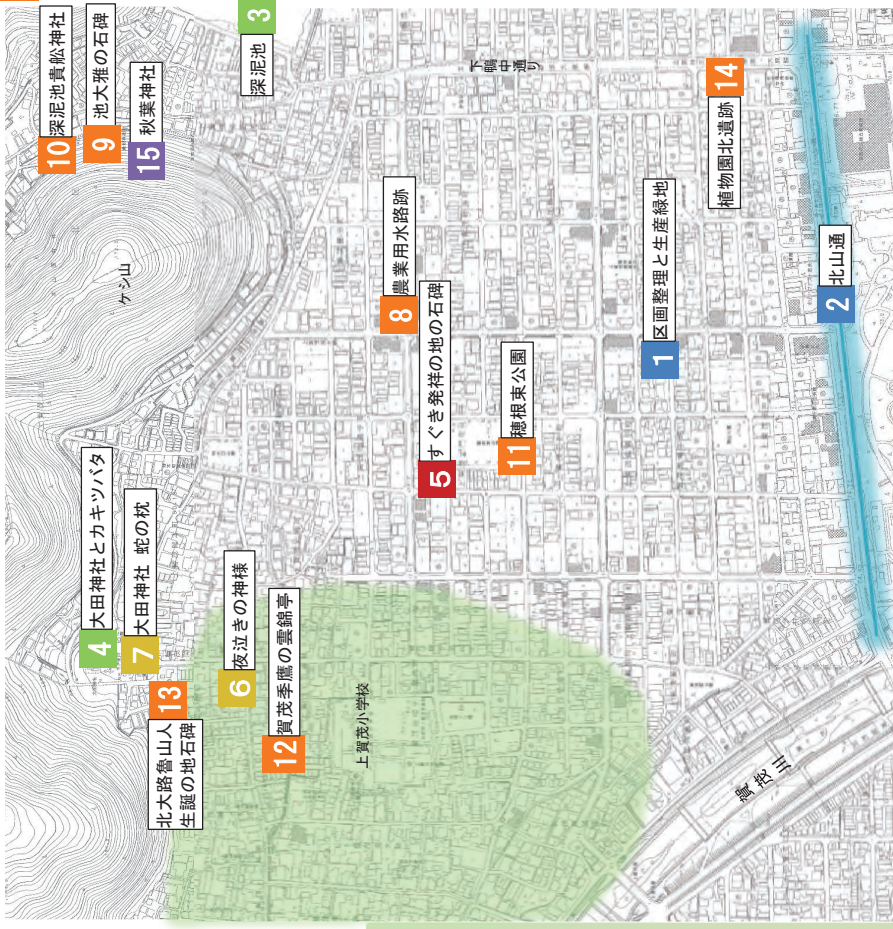
## 伝統・文化

### ■賀茂の農家の野菜文化

春から夏にかけては「振り売り」といって、賀茂茄子やトマトなどの多品目の野菜を生産し、上京・中京・下京あたりのまちなかに売りに行く。冬はすくきを大量に生産する。上賀茂神社では、賀茂なす豊作祈願や、賀茂なす奉納、すくき神興等がある。すくき神興はしばしば絶えていたが、農家の若い世代で立ち上げた「上賀茂特産野菜研究会」により近年復活した。2-4)

### すくき農家住宅が多く見られるエリア

すくきづくりの農家は、住宅の横の作業場と醗酵室ですくきを製造し、樽ごとを漬物屋に出荷している。賀茂川沿いや中大路通沿いなどには、作業場を備えた広い敷地の農家が多く残っている。2-5)



※古地図などは以下のホームページで閲覧できます。

京都市 景観情報共有システム

検索

## 歴史・物語

**6 夜泣きの神様**  
母を亡くして夜泣きする赤子のために母をまつる社を建てたところ夜泣きが止まったと伝えられる。

**7 大田神社 蛇の枕**  
「蛇の枕」は「雨石」と呼ばれ、蛇が枕にして降ったと伝わる。蛇は雨を降らせる生き物とされ、この石をたたくと雨乞いのできると考えられていた。

## 歴史的資産・建物

### 8 農業用水路

社家集落内を流れる水は下流の農地で再利用できるような仕組みとなっており、農業用水を兼ねていた。現在もその名残が見られる。

### 9 池大雅 生誕ゆかりの地記念碑

江戸時代中期の「南面の大成者」と称された池大雅は、深泥池の畔で生まれたと伝えられ、地域の誇りとして石碑が建てられた。2-6)

### 10 深泥池貴船神社

貴船の本宮が洛中からあまりにも遠く、参詣が大変であったため、深泥池の農夫らが勧請し、寛文年間(1660-1670)の10月23日に御分霊が行われ、ここに祀られたと伝わる。2-7)

### 11 穂根束公園

戦国時代初期から骨塚と記されていた。昭和46年より上賀茂向繩手町などの3つの町となり、ほねづかの町名は無くなった。

### 12 賀茂季鷹の雲錦亭

曲線の白壁、塀が特徴的。賀茂季鷹は幕末の著名な国学者、宮廷派の最後の一人で、狂歌にも名づけた学問所を造り、国学や和歌の研究を行った。2-8)

### 13 北大路魯山人生誕の地石碑

魯山人は社家の出身の料理家・陶芸家。賀茂から数多く出ている偉人の一人である。

### 14 植物園北遺跡

植物園の北側一帯に広く分布する大規模な集落跡。遺構は弥生時代後期から古墳時代にかけての竪穴式住居や、奈良・平安・鎌倉・室町の各時代の遺構も検出されている。加茂氏にゆかりのある遺構とも考えられている。2-9)

## 地域

### 15 秋葉神社

近年すくきの石碑が建てられた。

**神社周辺**

- 1-1 『未来へ続く歴史の町並み』(平成13年) 伝建地区とまちづくり、全国伝統的建造物群保存地区協議会編著 ほか
- 1-2 『京都大辞典』(昭和59年) 株式会社淡交社 ほか
- 1-3 京都市HP 御蔭橋 ほか
- 1-4 京都市HP 指定・登録文化財―無形民俗文化財―
- 1-5 上賀茂特産野菜研究会HP
- 1-6 『書道大師流草考』(昭和60年) 下橋孝敬 著
- 1-7 『京都府愛宕郡村志』(明治44年) 京都府愛宕郡、『都名所図会』(安永9年)など
- 1-8 「上賀茂自治連だより」(平成30年3月)、京都市HP(北区)
- 1-9 京都市北区HP

※(賀茂競馬、やすらい祭) 写真提供:京都市職労働組合 京都の写真館

**東側・西側**

- 2-1 京都市HP 区画整理事業
- 2-2 同上ほか
- 2-3 『日本歴史知名大系代二十七巻 京都市の地名』(昭和54年) 株式会社 平凡社 ほか
- 2-4 「上賀茂自治連だより」(平成30年3月)、京都市HP(北区)
- 2-5 同上ほか
- 2-6 「上賀茂自治連だより」(平成30年3月)、京都市HP(北区)
- 2-7 境内説明板「深泥池貴船神社の由来」より
- 2-8 『京都府愛宕郡村志』(明治44年) 京都府愛宕郡
- 2-9 フィールドミュージアム京都市HP



## (町並み版)

### ※ (町並み版) とは…

プロファイルを作成した27箇所の歴史的資産周辺の景観特性をよりきめ細やかに把握するため、周辺を景観特性ごとにエリア区分し、そのエリアごとに、町並みの特徴や景観形成の方針、建築計画等に求める配慮事項などをまとめたものです。

# ■ 1 賀茂別雷神社（上賀茂神社）からの眺望景観

## 【周辺の特徴】

- ・上賀茂神社北側は丸山及び本山の森林帯が背景となっており、さらにその背後には御神体山の神山がそびえている。
- ・東側と西側は住宅地となっている。
- ・南側は神社正面として鳥居及び茶店等があり、参拝者向けの玄関口となっている。



1-1 五橋から楼門への眺望  
：周辺の建築物は見えない。



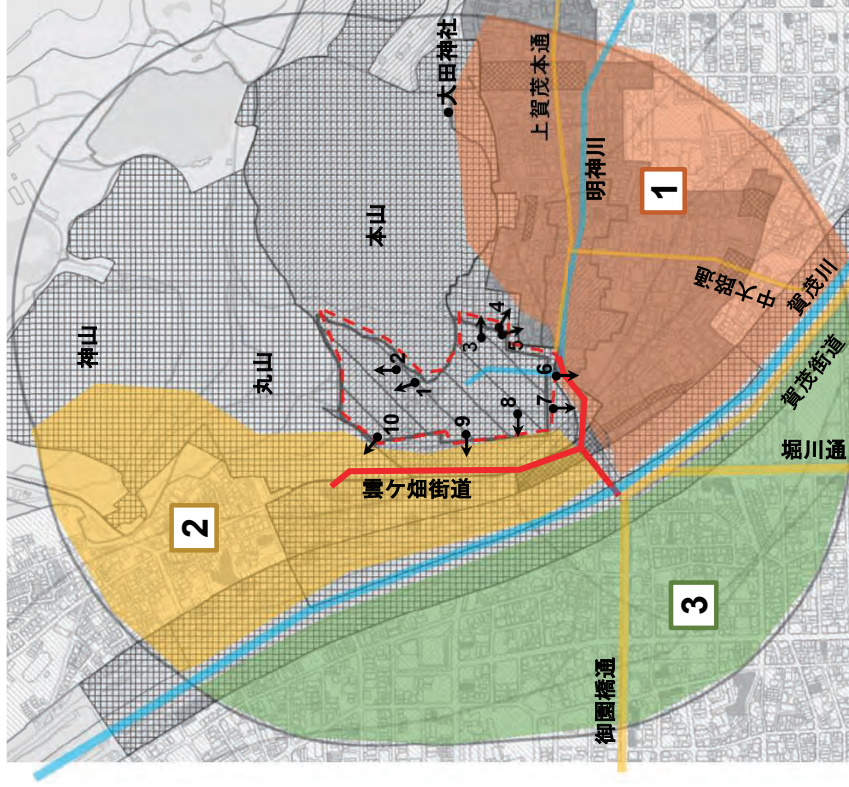
1-2 新宮門前から北への眺望  
：周辺の建築物は見えない。



1-3 庁屋北側から東への眺望  
：樹木の奥に低層住宅が見える。



1-4 庁屋南側から南東への眺望  
：駐車場の向こうに低層住宅が見える。



1 視点場 (境内)   
 — 視点場 (参道等)   
  主要通り



1-5 庁屋から南への眺望  
：駐車場の向こうに低層住宅が見える。



1-6 視点場南端から南への眺望  
：上賀茂本通をはさんで社家が見える。



1-7 一の鳥居から南への眺望  
：鳥居前の茶店などが見える。



1-8 参道から西への眺望  
：樹木の隙間から賀茂川沿いのマンションが見える。



1-9 社務所前から西への眺望  
：樹木の隙間から賀茂川沿いのマンションが見える。



1-10 本殿西側から西への眺望  
：雲ヶ畑街道沿いの住宅、中層マンションが見える。



## ■ 2 賀茂別雷神社（上賀茂神社）周辺の景観

### 【周辺の特徴】

- ・上賀茂神社周囲からは樹木などで上賀茂神社の建築物等の視認は難しい。
- ・参拝者の玄関口となる南側は、一の鳥居など地域を特徴つける景観がある。
- ・重要伝統的建造物群保存地区では、明神川の流れと社家の町並みが続いており、この地域を特徴付ける景観となっている。
- ・重要伝統的建造物群保存地区の周囲一帯は上賀茂郷界わい景観整備地区に指定されており、社家や農家、町家が混在し、歴史的な町並みを形成している。



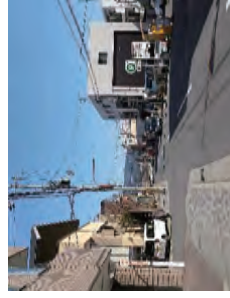
2-1 桜野の別れ北から南西への眺望  
：沿道に畑が残っている。



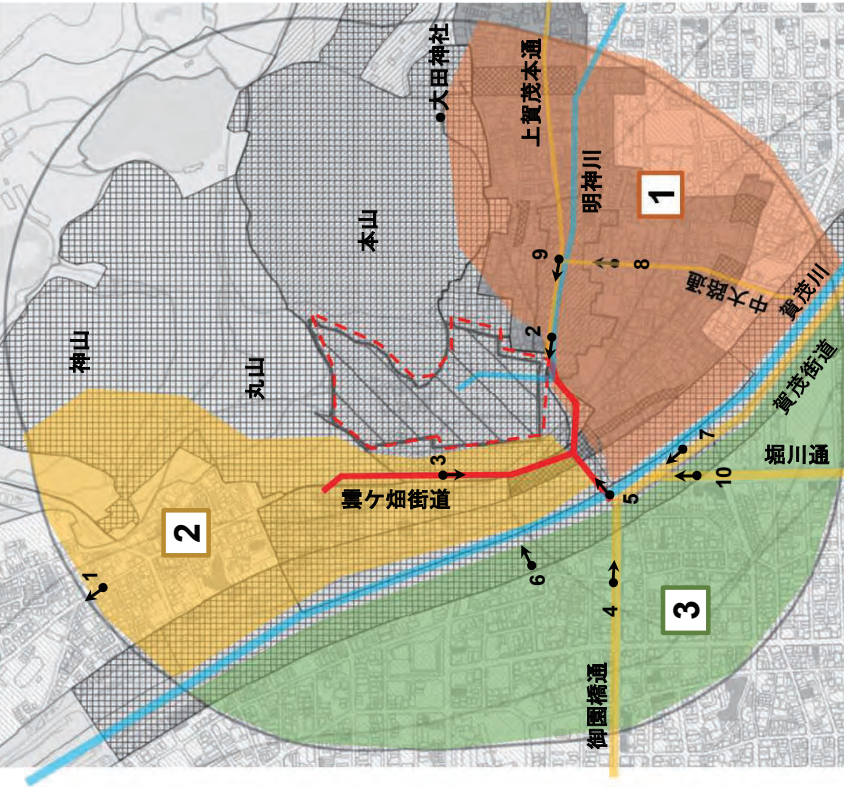
2-2 上賀茂本通から一の鳥居への眺望  
：明神川と社家の歴史的な町並みが残る。



2-3 神社西側の雲ヶ畑街道  
：上賀茂神社の石垣及び植樹帯が並ぶ。



2-4 御園橋商店街から東への眺望  
：商店が立ち並ぶ。  
奥に東山が見える。



〔---〕 視点場（境内）    — 視点場（参道等）    — 主な通り



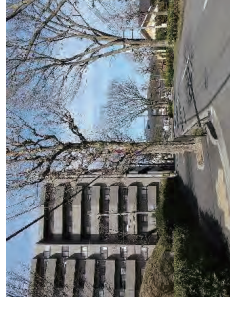
2-7 賀茂街道から北への眺望  
：手前にお土居跡が見える。



2-8 中大路から北への眺望  
：通りの両側に土塀が並び、奥には本山が見える。



2-9 上賀茂本通から西への眺望  
：和風住宅の塀が続いている。



2-10 堀川通から北への眺望  
：マンション等が立ち並び、お土居跡も残る。



2-6 賀茂川右岸から東への眺望  
：本山を背景に賀茂川沿いの中低層建築物が見える。



2-5 御園橋西詰から東への眺望  
：本山を背景に低層住宅等が立ち並ぶ。



# 3 賀茂別雷神社（上賀茂神社）周辺の歴史的景観の特徴と建築計画への配慮事項

上賀茂神社南東側		上賀茂神社北西側	
参考写真等		参考写真等	
1	ア エリアの歴史等	ア エリアの歴史等	イ 町並みの特徴
イ 町並みの特徴	ウ 景観形成方針	イ 町並みの特徴	ウ 景観形成方針
ウ 景観形成方針	エ 建築計画等に求める配慮事項	ウ 景観形成方針	エ 建築計画等に求める配慮事項



3-5 「京都指掌圖 文化改正」文化9年（1812）：「ひらぎの」の記載がみられる。



3-6 上賀茂神社の石垣と対面のマンション等が並ぶ町並み



3-7 上賀茂神社の緑と沿道の住宅等の町並み



3-8 梶野の田畑が残る住宅地

・南は上賀茂神社西側にあたり明治以降に発展した街区、北は「梶野（ひらぎの）」と呼ばれる地域で周囲一面に梶が生え繁っていたことと由来している。梶野地域は主に、旧鞍馬街道に近い上ノ段、雲ヶ畑街道に近い下ノ段、それらの中間域中ノ段、両街道が分岐する上賀茂朝霧ヶ原町・葵之森町の両町域別れの4つに区分される。

・太閤検地により広大な荘園が没収され、朱印地としてわすかの境内地だけが残された。17世紀中期に寺社奉行の認可の下で終原新田が開拓され、上賀茂村の村郷として成立。「元禄十四年美測大絵図」と「洛中洛外絵図」など、この時期に描かれた地図には「梶野村」との地名にあわせて村落の存在が見てとれる。

・上賀茂神社と賀茂川に挟まれた南北に長いエリアである。賀茂川左岸の本山、丸山という神聖な山を背景とし、賀茂川の開放的な景観が特徴的なエリアでもある。

・低層住宅に加え、中層マンションが、神社に接近した場所に存在する。

・上賀茂神社西側は低い石垣と生垣、樹木によって区画されており、神社と自然との関係がうかがわれる景観となっている。

・上賀茂神社の北側は梶野と呼ばれる地域である。元禄上賀茂神社の所領で、近代まで農地であった。これが高度経済成長期から徐々に開発が進み、住宅地が増えるが、その傾向は近年まで続いている。

・現在でも田畑が多く残っており、賀茂なす、すぐきといった賀茂野菜の産地となっている。

文化財等：終野の子リツバキ(天然記念物)

上賀茂神社周辺特別修景地域

上賀茂神社周辺は、世界遺産である上賀茂神社境内の緑と一体をなす趣のある景観を保全する。

敷地規模の維持と十分な敷地内の緑化を図り、建築物は原則として日本瓦ふきと風外観とする。

特に、賀茂川左岸では、緑豊かな河川景観を保全するため、道路に面する部分に植栽、生垣又は風屏を設け、建築物は風外観とする。

敷地規模の維持と十分な敷地内の緑化を図り、建築物は原則として日本瓦ふきと風外観とする。

特に、賀茂川左岸では、緑豊かな河川景観を保全するため、道路に面する部分に植栽、生垣又は風屏を設け、建築物は風外観とする。

上賀茂神社周辺は、世界遺産である上賀茂神社境内の緑と一体をなす趣のある景観を保全する。

上賀茂神社周辺は、世界遺産である上賀茂神社境内の緑と一体をなす趣のある景観を保全する。

上賀茂神社周辺は、世界遺産である上賀茂神社境内の緑と一体をなす趣のある景観を保全する。

上賀茂神社周辺は、世界遺産である上賀茂神社境内の緑と一体をなす趣のある景観を保全する。

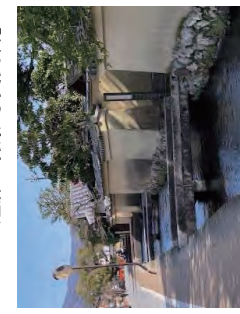
上賀茂神社周辺は、世界遺産である上賀茂神社境内の緑と一体をなす趣のある景観を保全する。



3-1 「愛宕郡上賀茂村絵図」



3-2 「近藤豊撮影写真資料」



3-3 3-2の現在の町並み



3-4 中大路通沿いの土塀が続く町並み

・旧上賀茂村にあたる。寛元元年（1017）に当地が上賀茂神社所領として寄進され、中世は社司、氏人などから構成された自治組織の惣中を組織し、神社から給田を受けて祭礼時の神事や社役を務めた。江戸期には社領2500石余りの社領を背負った神官達が社前に住居を構えたのが社家町である。

・江戸後期作といわれる「愛宕郡上賀茂村絵図（歴彩館所蔵）」の集落街路は、現在も踏襲されている。昭和37年撮影の「近藤豊撮影写真資料（歴彩館蔵）」からは現在も変わらぬ景観を保っていることがわかる。

・明神川は上賀茂神社境内では「ならの小川」と呼ばれる縁のための聖なる川であり、境内を出て明神川となるが、その流れは社家の庭に引き込まれ、神官の清めの水としても使われた。この明神川に沿うように社家の町並みが形成されている。明神川の存在が、社家の町並みに重層性を持たせている。

・この明神川に沿った町並みが重要な伝統的建造物群保存地区に指定されており、建造物のうち土橋、石橋、土塀もその価値に含まれている。

・上賀茂郷界わい景観整備地区は重要伝統的建造物群保存地区を取り囲むように指定されており、社家や農家、町家が混在し、土塀も連続して残るところがあり、境外界社である太田神社まで続いている。

文化財等：青木家住宅(日本尊美家住宅)主屋および表門、大田ノ沢のカキツバタ群落(天然記念物)、深泥池生物群落(天然記念物)

上賀茂地区伝統的建造物群保存地区

上賀茂郷界わい景観整備地区

豊かな自然環境を背景に、社家や農家、町家が土塀越しの庭の緑などが一体となつて社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

上賀茂神社周辺は、世界遺産である上賀茂神社境内の緑と一体をなす趣のある景観を保全する。

上賀茂地区伝統的建造物群保存地区

上賀茂郷界わい景観整備地区

豊かな自然環境を背景に、社家や農家、町家が土塀越しの庭の緑などが一体となつて社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

上賀茂神社周辺は、世界遺産である上賀茂神社境内の緑と一体をなす趣のある景観を保全する。

上賀茂地区伝統的建造物群保存地区

上賀茂郷界わい景観整備地区

豊かな自然環境を背景に、社家や農家、町家が土塀越しの庭の緑などが一体となつて社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

上賀茂神社周辺は、世界遺産である上賀茂神社境内の緑と一体をなす趣のある景観を保全する。

上賀茂地区伝統的建造物群保存地区

上賀茂郷界わい景観整備地区

豊かな自然環境を背景に、社家や農家、町家が土塀越しの庭の緑などが一体となつて社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

上賀茂神社周辺は、世界遺産である上賀茂神社境内の緑と一体をなす趣のある景観を保全する。

3 上賀茂神社南西側（賀茂川両岸を含む）		参考写真等
ア	<p>・大部分が旧賀茂村にあたる地域。奈良期から平安期の瓦窯跡が多数あり「西賀茂瓦窯跡群」と総称され、平安京遷都にあたって大量の瓦が供給されたという。「西加茂(都名所図会)」の中央に西賀茂村と思われる集落が描かれている。</p> <p>・「京都府地誌」による明治10年代の記録によると物産の製茶・菜類は京都へ販売されていた。</p>	
イ	<p>・葵祭などの舞台となる賀茂街道を含むエリアである。賀茂川右岸の低層住宅は外観意匠に統一感があり、前面の賀茂川河川敷と背景となる西賀茂方面の山々と合わせ、開放的な景観を形成している。</p> <p>・エリアの南方面は北山地区まで近代型の低層住宅が続き、田畑であったところが昭和40年代頃に区画整理事業により宅地化が進んだ。今なお京野菜の畑もあり、農村から住宅地と変化していった本地域のまち形成の変遷を感じさせる。賀茂川左岸の宅地開発によって市街化が進んだ町並みとは対照的な景観である。</p> <p>・地域には京都市内には残り少ない秀吉時代の「お土居」の遺構が残り、歴史を感じさせる。</p> <p><b>文化財等：</b>氷室神社境内及び氷室跡(史跡)</p>	<p>3-9 「西加茂(都名所図会)」</p>  <p>3-10 畑と低層住宅の町並み</p>
ウ	<p><b>風致地区</b></p> <p>賀茂川及び高野川の両河川とそれらの沿岸とがのびやかな水と緑の遠望景観を構成しており、これらを保全する。</p> <p><b>山ろく型建造物修景地区</b></p> <p>北山の山ろく部は、多くの歴史的資産と山ろくの自然景観が調和する良好な景観を形成する地域である。戸建て住宅を中心とした良好な住宅地の景観と住環境の維持増進を図る。</p>	 <p>3-11 御土居の遺構が残る町並み</p>
エ	<p><b>風致地区</b></p> <p>沿岸の建築物において、河川側での空間の確保、緑の演出、高さとの勾配屋根を大切な要素として、のびやかな水と緑の遠望景観の保全を図る。</p> <p><b>山ろく型建造物修景地区</b></p> <p>建築物は、特に世界遺産をはじめとする歴史的資産等の周辺において、勾配屋根を設け、壁面の色彩を自然との調和を旨とする暖色系の自然素材色とするなど、風基調の町並み景観を形成する。</p>	 <p>3-12 賀茂川右岸より上賀茂神社方面をのぞむ</p>

- 3-1 「愛宕郡上賀茂村絵図」歴彩館デジタルアーカイブ (<http://www.archives.kyoto.jp>)
- 3-2 「近畿豊攝影写真資料」
- 3-6 「京都指掌圖文化改正」国際日本文化研究センター (<http://www.nichibun.ac.jp>)
- 3-9 「西加茂(郡名所図会)」国際日本文化研究センター (<http://www.nichibun.ac.jp>)



世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」  
包括的保存管理計画

発行年： 令和5年3月

発行： 世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」  
包括的保存管理計画策定協議会

編集： 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

株式会社プレック研究所

〒102-0083

東京都千代田区麴町3丁目7番地6